

平成28年12月定例会会議録

平成28年豊郷町議会12月定例会は、平成28年12月5日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

| | |
|------|---------|
| 1 番 | 中 島 政 幸 |
| 2 番 | 村 岸 善 一 |
| 3 番 | 高 橋 彰 |
| 4 番 | 前 田 広 幸 |
| 5 番 | 西 山 勝 |
| 6 番 | 北 川 和 利 |
| 7 番 | 西 澤 博 一 |
| 8 番 | 鈴 木 勉 市 |
| 9 番 | 西 澤 清 正 |
| 10 番 | 佐々木 康 雄 |
| 11 番 | 河 合 勇 |
| 12 番 | 今 村 恵美子 |

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のために出席を求めたる者は次のとおり

| | |
|-------------|---------|
| 町 長 | 伊 藤 定 勉 |
| 副 町 長 | 村 西 康 弘 |
| 教 育 長 | 堤 清 司 |
| 総 務 課 長 | 村 田 忠 彦 |
| 企 画 振 興 課 長 | 山 口 昌 和 |
| 税 務 課 長 | 西 山 逸 範 |
| 保 健 福 祉 課 長 | 神 辺 功 |
| 医 療 保 険 課 長 | 北 川 貢 次 |
| 住 民 生 活 課 長 | 馬 場 貞 子 |
| 会 計 管 理 者 | 森 明 美 |
| 人 権 政 策 課 長 | 小 川 光 治 |

| | |
|----------|------|
| 地域整備課長 | 夏原一郎 |
| 産業振興課長 | 土田祐司 |
| 上下水道課長補佐 | 森本智宏 |
| 教育次長 | 岩崎郁子 |
| 社会教育課長補佐 | 秋尾一義 |

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

| | |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 角田清武 |
| 書記 | 寺田理恵 |

5、提案された議案は次のとおり

- 議第 84号 財産の取得につき議決を求めることについて
- 議第 85号 豊郷町農業委員会の委員の定数に関する条例案
- 議第 86号 豊郷町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例案
- 議第 87号 豊郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 議第 88号 豊郷町水道事業の設置等に関する条例案
- 議第 89号 豊郷町企業職員の給与の種類および基準に関する条例案
- 議第 91号 豊郷町水道事業給水条例案
- 議第 93号 豊郷町水道事業審議会条例案
- 議案の撤回について
(議第88号 豊郷町水道事業の設置等に関する条例案)
- 議案の撤回について
(議第89号 豊郷町企業職員の給与の種類および基準に関する条例案)
- 議案の撤回について
(議第91号 豊郷町水道事業給水条例案)
- 議案の撤回について
(議第93号 豊郷町水道事業審議会条例案)
- 議第 90号 豊郷町簡易水道給水条例を廃止する条例案
- 議第 92号 豊郷町簡易水道事業審議会条例を廃止する条例案
- 議第 94号 豊郷町簡易水道施設整備等基金条例を廃止する条例案
- 議第 95号 豊郷町下水道使用料条例の一部を改正する条例案
- 議第 96号 豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

- 議第 97号 豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 議第 98号 豊郷町課設置条例の一部を改正する条例案
- 議第 99号 豊郷町職員定数条例の一部を改正する条例案
- 議第100号 豊郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例案
- 議第101号 豊郷町情報公開条例の一部を改正する条例案
- 議第102号 豊郷町特別会計条例の一部を改正する条例案
- 議第103号 平成28年度豊郷町一般会計補正予算（第4号）
- 議第104号 平成28年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第105号 平成28年度豊郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第106号 平成28年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第107号 平成28年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第108号 平成28年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 請願第 2号 原発事故による避難者用無償住宅支援の継続を求める意見書の提出を求める請願
- 町庁舎耐震化・「増改築」整備検討特別委員会報告
《町庁舎耐震化・「増改築」整備検討特別委員会委員長報告》
- 発委第 3号 豊郷町役場庁舎の整備促進を図ることを求める決議（案）

西澤清正議長

皆さん、おはようございます。

ただいまから平成28年12月第4回豊郷町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で、会議開会定足数に達しております。よって、第4回定例会は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

最初に、留意事項をご説明いたします。会議規則に基づき規則を遵守願います。お手元の携帯電話等の電源をお切りになるか、あるいはマナーモードに切りかえていただきますようお願いいたします。会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、そのほか議事の妨害となる言動を慎んでいただくようお願いいたします。また、採決の際はみだりに離席をしないようお願いいたします。

なお、傍聴者の方につきましては、静かに傍聴をしていただきたく思います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、村岸善一議員、3番、高橋彰議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月19日までの15日間といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

議 員

異議なし。

西澤清正議長

異議なしと認め、よって、会期は、本日より19日までの15日間と決しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員から地方自治法の規定により、平成28年8月から平成28年10月分の現金出納検査結果並びに定期監査報告が議会に提出されていますから、ご了承願います。

次に、地方自治法の規定により、本定例会の説明員としてお手元に配付の文書のとおり、あらかじめ出席を求めておきましたので、ご了承を願います。

日程第4、諸般の報告として、議長公務・一部事務組合議会報告を行います。議長公務としては報告事項並びに一部事務組合議会の結果報告が提出されています。お手元に配付しているとおりです。ご了承ください。

日程第5、諸般の報告として、委員会報告を行います。

村岸善一議会広報常任委員会委員長、報告を願います。

村岸議会広報

常任委員長 議長。
西澤清正議長 村岸委員長。
村岸議会広報 皆さん、おはようございます。それでは、議会広報常任委員会報告を行います。
常任委員長 まず、議会だよりの発行につきましては、10月3日、11日、18日、25

日、そして11月4日の計5回、委員会を開催いたしました。

町庁舎耐震化・「増改築」整備検討特別委員会において、町役場旧館基礎調査結果について、報告のため特別号発行が決定したことを受け、10月4日に特別号の発行を行いました。そして、各戸宛てに配布をいたしました。

続きまして、第67号については11月11日に発行し、各戸宛てに配布をいたしました。

今回記事の寄稿をいただきましたビーチボールサークル、豊郷ミニバスケットボールクラブの皆様にはご協力いただき、まことにありがとうございました。

また、去る10月26、27日に広報常任委員会研修を実施いたしました。26日には、東京都のシェーンバッハ・サボーにおいて平成28年町村議会広報研修会に参加し、3人の講師から研修を受講いたしました。

まず、「分かりやすく、伝わる広報誌の表記」では、伝わる文章を書くために、文章を短く書く、また重複を省く、具体的に書くという3つのマナーが重要であり、実際のホームページなどからどう工夫すると読みやすくなるか、研修を受けました。

「読まれて、伝わる議会広報誌 ドラッカーに学ぶ【10のkey word】」では、広報誌発行目的が住民と議会との良好な関係づくりであるとして、つながりが感じられる内容、ターゲットを意識した内容、自己投影できるストーリー・テリング、読みやすい親切的な誌面づくり、掲載される側視点の写真の選択、読者を巻き込んだ協働広報などを行うことが必要であり、具体的な手法について説明されました。

また、「第30回広報コンクール紙面クリニック 優秀賞受賞紙から学ぶ企画編集」では、広報全国コンクールの審査方法の説明と、昨年度に優秀賞を受賞された岩手県金ケ崎町、山形県川西市の議会だよりの紙面クリニックが行われました。今後、研修内容を参考に、読みやすい議会だよりにしていきたいと思えます。

また、27日には、静岡県長泉町議会において視察研修を行いました。研修内容としまして、1、編集する上で重点を置いている事柄、2、レイアウトで工夫している点、3、写真撮影について、4、見出しのつけ方、5、住民へのPR方法などについて説明をいただき、その後意見交換を行いました。

長泉町議会広報広聴委員会の委員は、総務民生委員会、建設文教委員会から各4

名が選出され、計8人が分担して編集を行っておられます。子どもたちの写真を使った表紙、転入者の声を掲載したまちかどインタビュー、町内の名所をクイズにしたわが町探検クイズなど、特に若い世代に読んでいただけるよう意識して、さまざまな工夫をされていました。編集の上で苦労や、読んでいただくための努力を聞くことができ、今後の編集に生かしていきたいと思えます。

長泉町広報広聴委員会の皆様、本当にありがとうございました。

以上で、議会広報常任委員会の報告を終わります。

西澤清正議長

ご苦労さまでございました。

日程第6、諸般の報告として、委員会構成の変更を報告します。

去る11月18日の議長選挙により、町庁舎耐震化・「増改築」整備検討特別委員会の委員の構成を委員会条例第7条第4項及び第12条第2項の規定に基づき、お手元に配付しているとおりとしましたので、ご了承ください。

これで諸般の報告は終わります。

日程第7、議第84号 財産の取得につき議決を求めることについてを議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長

議長。

西澤清正議長

町長。

伊藤町長

皆さん、おはようございます。提案説明の前に一言御礼を申し上げます。

本日、平成28年第4回豊郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中ご参集を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。

また、皆様方には、平素より本町の行政運営に対しまして格別のご配慮を賜っておりますことに対しましても、重ねて厚く御礼申し上げます。

今期定例会には、平成28年度豊郷町一般会計補正予算並びに各特別会計補正予算を初め、議決案件1件、条例制定案件6件、条例改正案件9件、条例廃止案件3件など計25件の議案を提案させていただいております。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、議第84号財産の取得につき議決を求めることについてご説明申し上げます。

日栄小学校の学校用地の取得について、豊郷町大字吉田字西五位2129番1、4、244平米、相手方、市川卯之助、同2138番1、979平米及び同2139番、1、881平米、相手方、國領茂男の合計3筆、面積7,104平米を契約金額3,552万円で相手方とおのおの売買仮契約を締結したので、財産の取得につき、地方自治法第96条第1項第8号および豊郷町議会の議決に

付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき財産の取得の議決を求めるものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

西澤清正議長

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

西山議員

議長。

西澤清正議長

西山議員。

西山議員

議第84号財産の取得につき議決を求めることについて、平成28年9月26日の本会議におきまして、議第69号平成28年度一般会計補正予算（第2号）において、日栄小学校整備費用地買収費7,104平米、平米単価5,000円、3,552万円、豊栄のさと施設整備費用地買収費4,505平米、平米単価5,000円、2,252万5,000円で可決されました。しかし、日栄小学校用地買収費の平米単価は現状の5,000円で豊栄のさと用地買収費の平米単価が4,500円であることを聞かされ、教育委員会に12月1日に確認しました。

同じ町内の地権者で公共施設の用地買収費でありながら、平米に対してなぜ500円の差が出るのか。日栄小学校整備費においては355万2,000円高く、豊栄のさと施設費においては225万2,500円安く、教育委員会総務課、学校教育課と教育委員会社会教育課との内部での公平な交渉に対して協議はなかったのか。

また、豊郷町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例、議会の議決に付すべき財産の取得または処分、第3条、「地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない。財産の取得または処分は、予定価格700万以上の不動産もしくは動産の買入れもしくは売払い（土地については、1件5,000平米以上のものに係わるものに限る。）または不動産の信託の受益権の買入れもしくは売払いとする」となっており、豊栄のさと施設整備用地買収費は本契約をされたのか、説明を求めます。

社会教育課長補佐

議長。

西澤清正議長

秋尾社会教育課長補佐。

社会教育課長補佐

皆さん、おはようございます。

豊栄のさとの駐車場の件につきましてご説明申し上げます。

9月28日及び10月7日、10月13日、10月20日の4回にわたって交渉を行いました。価格については、10月20日、最終の日でございますが、地権者より4,500円でございますという回答を得ましたので、それについて

契約の意思ありと感じまして、不動産の関係の控除に対しての書類に署名捺印または金額の記入をいただき、一応そこで県への申請等を行いました。

仮契約につきましては、11月21日、地権者と結んでおります。

以上です。

西澤清正議長 ほかに質疑ありませんか。

今村議員 議長。

西澤清正議長 今村議員。

今村議員 議第84号財産の取得につき議決を求めることについて。ここに議決として出ているのは、日栄小学校の運動場用地並びに駐車場用地ということで出ていますが、3点質疑をさせていただきます。

まず1点目、町の財務規則の財産取得という形になる公共用地の取得に関しては、その財産取得に対して契約の報告書という中で、価格の設定金額、これについては算出根拠を書いて報告をしなければならないとなっておりますが、この1反500万円の単価を決めた町の算出根拠をこの議会でまず提示をしてください。これ1点目。

2点目、政府が閣議決定で出しております公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱というのがあるんですけども、この中で土地の取得にかかわる補償ということで、第7条で土地の補償額算定の基本原則、「取得する土地に対しては、正常な取引価格をもって補償するものとする」というのが書かれております。また、第8条では土地の正常な取引価格とは、「前条の正常な取引価格は、近傍類地（近傍地及び類地を含む。）の取引価格を基準とし、これらの土地及び取得する土地の位置、形状、環境、収益性その他一般の取引における価格形成上の諸要素を総合的に比較考量して算定するものとする」というふうに書かれて、政府としてはこういうことを基準要綱として出しています。

そういった中で、私も調べまして、民間の農地の価格相場、基本情報、取引価格相場の基本情報、これはストリートビューという民間のそういう情報会社が出しているのを調べてみました。

吉田の場合、この取引価格は40万円というのが民間情報の中では出ております。今回、これを1反500万円というふうに町として買い上げるという話になっておりますが、こういった適正な正常な価格ということを町としてはどういふふうに認識しているのか、町の説明を求めます。

3点目、今回の用地取得は、民法でいうと任意買収、お互いに交渉して妥協したところで価格が決まるというやつだから、町としても町と地権者は平等な関係なんですけれども、前回もお聞きしましたが、その地権者が1反500万円で買

ってくれと言われたということで500万円という提示を受け入れたようなお話を聞きましたが、町としては町の提示はそのときにこういった価格の提示、お互いにすり寄せていくという話し合いとかはしなかったのか。こういった立場で、交渉はしなかったのか。

先ほど豊栄のさとのほうが1反450万円で地権者のほうがそれで買ってほしいということで最終決着をしたというお話ですけれども、それも含めて町として正常な取引価格を調査した上で、地権者との交渉をまず初めにやらなかったのかどうか、その点について答弁をお願いします。

教育次長 議長。

西澤清正議長 岩崎教育次長。

教育次長 今村議員の質疑にお答えいたします。

1反500万円、1平米5,000円という根拠につきましては、平成13年に同じ地権者から5,000円で購入している経緯がございます。その経緯がありまして、地権者のほうから1平米5,000円で購入してほしいという旨がありましたので、そのように承ったという次第でございます。

豊栄のさとにつきましては、平成7年から交渉がずっと続いておりまして、やっと仮契約までこぎ着けました。その経緯もありまして、地権者のほうから4,500円で購入してほしいという旨の依頼がございました。そういうことから、教育委員会として一応整合性というものを考えたところなんですけれども、やはり地権者の皆さんの思いというものがございます。そこまでは私たちは入ることができませんので、ご了承いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

西澤清正議長 ほかに質疑ありませんか。

今村議員 議長。

西澤清正議長 今村議員。

今村議員 今次長のほうから同じ地権者、ここに出ております地権者は2名の方ですけれども、同じ地権者から平成13年に町が用地を取得していると。500万円で取得をしているというのは、何の事業で公共用地として使ったのか。そして、平米数、農地を買い上げて何平米で、どういう公共事業に使ったのか、具体的に説明していただきたいと思っております。

それから、私が先ほど申し上げた任意買取っていうのは、相手ももうこのぐらいにしてくれというのは当然言うて当たり前なんですけど、こっちからも今の正常な取引価格を町として本来は調査をした上で、それでお互いにだんだんと近づいていくというのが普通のどこでも売買の基本的なルールです。ですから、相手が言うたから、その値で行こうという発想というのは、本来、公費を使っている

事業ですよ。みんなのお金です。次長のポケットマネーではありません。そういう面では、よりシビアにそういう交渉は公共用地取得に関してはやっぱりそういったことから妥協点を見出していくというのが普通の、どこの、うちじゃなくても、ほかの普通の公共団体のそういう取得の一般的形態だと思うんですけども、そのことで過去の平成13年のをまず説明してほしいのと、今回の形態、用地買収の交渉形態はそういった公共用地取得に関するやり方としては非常に問題があるんじゃないかというふうに私は思いますが、そういった面で町としてはこの取得に対して問題はなかったのか、その点についてどう考えておられるのか、見解をお聞きしたいと思います。

教育次長 議長。

西澤清正議長 岩崎教育次長。

教育次長 今村議員の再質疑にお答えいたします。

平成13年に407.75平米と176.02平米を同じ地権者の方から、これは日栄小学校の通学路の拡張工事のために買っております。

そして、先ほど言われました5,000円等の関係なんですけれども、これは町部局とも協議をして、一応宅地並みで田んぼを買うことに関しましては、豊郷町は平米5,000円は、ほかの町に比べまして5,000円というのは、各町に確認しましたところ、最低の価格になっております。それから考えると、5,000円で申しわけないんですけれどもという形になるかと思えます。

済みません。質疑に対してちょっとそれたお答えになっているかと思えますが、済みません、申しわけないです。

そういうことで、平成13年に5,000円という価格で購入したという経過がありますので、5,000円という価格で買わしていただくことになりました。よろしく願いいたします。

今村議員 議長。

西澤清正議長 今村議員、再々質疑。

今村議員 次長に再々質疑。町長も全くお答えにはならないので、次長でいいですけど。その通学路の道路拡幅で通学路用地を農地を買収したというような、豊郷いっぱいありますけど、それは農地の一部を道路の際のところを買収するというものでは、やっぱりそれまでの耕作のやり方が不便になることもあるかもしれません。そういった面では、その農地全体の一部を買収しているという形では町としてそういった対応もあってもおかしくないなと思えますけれども、今回の場合は丸々全筆を地権者の田を買うという、こういった公共用地の取得と、豊郷の中で町道拡幅で農地買収とかほかにもいっぱいありますわ。宅地のところも買収したこと

ありますが、それとこれとは一緒じゃないと思うんですよ。用途と中身が違うんです。その辺でなぜ調査をもっとしなかったのかという問題。これはやっぱり住民の皆さんからしたら、先ほど申し上げましたけれども、民間のそういう価格調査データから言ったら、もう吉田のあたりの田はもう100万以下ですよ。さっき40万で申し上げましたけどね。そういった状況で、民間ではもう何十万の世界で買い取りされているわけですよ。田んぼがね。

そういう中で、町が高額な10倍以上の値で買うということを、町は相手から言われたから、はい、そうですねという買い方が果たして町民の皆さんの理解と納得を得られるかという問題で、これはやっぱり公金の不当な支出、無駄遣い、こういった町民からの批判は免れない問題じゃないかと思いますが、この点については次長にずっとお答えいただいています、町長でも次長でも結構ですので、最後に答弁求めます。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 今村議員さんの再々質疑にお答えいたします。

これは全員協議会でもお話ししましたように、要するに議員のおっしゃってる価格は農地ということで、農地として利用する価値はそれくらいだろうというような一般的に言われておりますし、新聞紙上見ますと農地としてする場合は75万円とか、そういうような数値も出ております。

今回の場合は、やはり宅地化という形でそれぞれ駐車場なり、またグラウンドの拡幅等に使うということで、これは一般的にも、これは白地という形の中で評価すべきということになっておりますので、価格的に変わるというのはご理解いただきたい、こういう思いでございますので、よろしく願いいたします。

西澤清正議長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 鈴木議員。

鈴木議員 それでは、議第84号財産の取得につき議決を求めることについて質疑をさせていただきます

まず最初にお伺いしたいのは、全協でもお尋ねをいたしておりますので準備をさせていただけたかと思いますが、提案は3筆のものを1件として議決要件を超えるので議案として議決を求めたという提案であります。

全員協議会でもお尋ねをいたしましたが、ここで言う1件とは、土地の1筆ごとかどうかとお尋ねをいたしましたが、行政実例でという答弁がありましたので私も調べてまいりましたが、自治省令で、第4に規定する1件とは土地の1筆ご

ととか、契約当事者ごととかではなく、「当該取得目的又は処分の目的を基準として判断すべきものである」と書かれています。今回、3筆をこの例に基づき1件として議決を求められたわけですが、どういう判断をされたのか、お尋ねいたします。

なぜそういうことを申し上げるかといいますと、逆に言えば、今回、豊栄のさとの分は、また後で質疑いたしますが、豊栄のさとの分はこの議決を求められていない。この3筆を別に1件にしなければ、この3筆、議決を要しないんですよ。そうでしょう。それをわざわざこの3筆を1件として議決を求められたわけですから、その議決を求めた詳細な理由をまずお尋ねを。わざわざ案件を求められた説明と、それとそうするならばなぜ豊栄のさとを外したのか。豊栄のさとの取得分をね。もう一度言います。3筆を1件にしなければ議決は必要なかったんです。それをわざわざ3筆を1件として議決を求められるんだったら、なぜ豊栄のさとの分も同じように議決を求めなかったのか。納得のいく説明をお願いします。

教育次長 議長。

西澤清正議長 岩崎教育次長。

教育次長 鈴木議員の質疑にお答えいたします。

日栄小学校の3筆のほうは、学校の駐車場、学校のグラウンドという捉まえ方をいたしました。ですから、1件という捉まえ方をした経緯がございます。それで、議決をとという形になりました。

豊栄のさとのほうは、学校用地ではございません。公共用地、公民館、イベント用地でございます。学校用地とイベント、公民館のほうの用地という別の捉まえ方でしたので豊栄のさとのほうは議決を求めないということになりました。よろしく申し上げます。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 鈴木議員。

鈴木議員 私が問うているのは、同じ時期に同じ公共用地の公共整備ということで、先ほど同僚議員も質問されましたが、9月議会で同じ趣旨、目的の提案をされたわけでしょう。同じ時期に取得されて、先ほど非常に社会教育課長補佐からは驚く回答がありました。同じ時期に9月議会では500万ずつで購入をさせていただきたいという提案をしておきながら、結果は違うことになったんだという説明がありました。私がお尋ねしてるのは、同じ時期に同じ単価で取得をしたいというそちらからの提案だった。

先ほどの行政実例を狭義に捉えるか、広義に捉えるかということになるんですが、同じ行政実例を見ますとこういう表記もあるんですよ。「いかなる単位を

もってその買入れ又は売り払いの目的を妨げない限度とすべきかについては、個々具体的に判断をすればいい」と。法令に定めはないとされているんです。個々具体的な判断をするとするならば、議会に同じ時期に、同じ単価で購入をしたいという提案されたものは、この同じ目的のここに入るのではないかと。

もう一度言いますが、わざわざ日栄小の用地は、私に言わせれば別にそれぞれで1筆ごとでやっておけば議会の提案を求める必要もなかったのに、わざわざ提案されたのですから、そこまで親切にするのであれば、豊栄のさともすべきではないかと。事務的に。それをもう一度お答えください。

それから、豊栄のさとの件もかかわって言いますが、先ほど課長補佐からは10月に集中的に4回交渉をして、10月20日過ぎに当事者から450万円の要望があったので、それで仮契約をしたということでした。それでまずは間違いないですか。

じゃ、お聞きをいたしますが、9月の提案をされたときに、今社会教育課長退職されておられませんが、社会教育課長にこれまでの交渉の経過を、記録が残っているはずですから、提出をしてくださいと求めました。ないということでした。補佐は10月から集中的に交渉に入られたということですが、私も今度町が仮契約をされた近くの所有者の方にお伺いしてまいりました。4月に一度行ってますよね。行ってるでしょう。4月に一度町の担当者が来られたと。公共用地に、駐車場にしたいので協力願えないかというお話があったと。私は、田んぼを手放したくないので代替地をお願いしたら、なかなかそれは難しいということで、もうそれっきり来られなかったというお話でした。

これ、直接、今度、町が購入をされようとしている土地は道路の一番奥ですよ。ね。私がお話をお伺いしてきたのは、道路に面している田んぼの所有者です。本来、駐車場やったら道路から入るのが一番いいわけですから、その方にお話を聞いてまいりましたら、もう町はそれ一回来たきりで、町の代替用地があれば考えてみると言ったんやけれども、それ以降、町からはアタックがなかったというお話でした。

まず、求めたいのは、先ほどの課長補佐の答弁は10月に入ってから集中的にということでしたが、豊栄のさとの駐車場用地にかかわる交渉記録の提出をまず求めたいと思います。

それから、日栄小のほうの仮契約をされたのがいつだったのか、これを明らかにしていただきたいと思います。

とりあえず3点です。

副 町 長 議長。

西澤清正議長

村西副町長。

副町長

皆さん、おはようございます。

鈴木議員の再質疑にお答えいたしますが。

経過等につきましては、担当部局のほうからお答えをいただきますが、いわゆる1件について、そして契約、片方は要らずに、片方は要するというご質疑でしたが。

まず、契約議決、今回、84号として付しておりますのは、予定価格700万以上、そして1件5,000平米以上のものに限るということの中で、日栄小学校については5,000平米以上を超えるということで議案として上げさせていただいた。豊栄のさについてはそれ以下であると。

その中で、1件という定義についてでございますが、契約者相手ごとに考えるのか、あるいは1筆ごとに考えるかというようなご質問であります。いわゆる取得又は処分の目的の基準の経済性という観点から申し上げまして、1団を構成している場合に、土地が複数筆あるいは複数の所有者から成り立っているものであっても取得する土地が同一目的で取得するものであれば、その1団を1件として取り扱うべきというぐあいに行政事務のほうでは示されております。そういった観点から1件と。合わせた中で1件ということで、今回、契約議決ということでご上程させていただいたところでございます。

以上でございます。

鈴木議員

だから、豊栄のさともその目的に入るんじゃないかと私はさっき言うてる。

副町長

豊栄のさについては、先ほど申し上げましたように、議決に付すべき契約、そこに書いています地方自治法の第96条第1項第8号なり、あるいは契約の取得処分に関する条例、その中にうたっていました、先ほど申し上げました700万円以上、そして土地については5,000平米以上のものに限るという形の中で、超えませんので、豊栄のさについては議案として必要がないという判断でございます。

以上です。

社会教育課長補佐

議長。

西澤清正議長

秋尾社会教育課長補佐。

社会教育課長補佐

先ほどの鈴木議員のご質問にお答えします。

先ほどご説明しました交渉につきましては、一応土地の売買についてのみの報告でございます。地権者との交渉につきましては、平成7年以来ずっと続いているという記録は残っております。私になってから平成26年度からでございますが、平成26年度に2回から3回、27年度にも3回ほど意向を確かめに出向い

ております。28年度におきましては、9月の議会終了までには4回ほど赴いてお話をさせていただいております。

以上です。

教育次長 議長。

西澤清正議長 岩崎教育次長。

教育次長 日栄小学校のほうの仮契約は平成28年11月21日です。仮契約、もう済み
ました。

以上です。

鈴木議員 議長

西澤清正議長 鈴木議員、再々質疑。

鈴木議員 補佐に確認しますが、先ほど私が周りの方の地権者にお伺いしてきたようなこ
とがまずあったのかどうか。事実だったかどうか。まずこの答弁をお願いします。
いいですか。

2つ目は、詳細な交渉記録の内容を議会に提出することを求めますが、いいで
すか。これは9月議会でも求めたんです。

9月議会で当時の社会教育課長は、記録ないと言わはったんです。今課長補佐
はあるって言われた。もうそれは言いませんが、課長おられませんから。あるな
らば議会に提出をしてください。

日栄小の仮契約日が11月21日で、豊栄のさとが10月20日過ぎでしたね。
仮契約。

社会教育課長補佐 11月21日です。

鈴木議員 11月21日。そうすると、先ほど副町長から説明がありましたが、やっぱり
同じ日に仮契約してるじゃないですか。私が言ったのは、この行政実例でいう目
的をどう狭義に判断するか、広義に判断するかは具体的な事例によると書かれて
いるんですよ。

9月の議会に同じ時期に、これ同じ価格でここを公共用地の整備ということで
取得をしたいという議案を上げられたんですよ。しかも仮契約も同じ時期なの。
だから、それでわざわざ、もう一度言いますが、日栄小のやつはこの3件を1件
にしなくてもいいんですよ、これ、これによれば。1件にする場合はこうだと書
いてあるけれども、1件にしなくても別に問題はなかったんです。そうでしょう。
それをわざわざ副町長答弁していただきましたが、こういう目的で1件にしたん
だと。だったら、何で仮契約も同じやつをそうしないんですかという、また新た
な疑問が湧いてくるじゃないですか。

最後にしますが、片方が町民の地権者から500万というお話があって500

万円で契約をしたと。片方が地権者から450万でというお話があって、450万円で契約をしたと。こんな行政を続けていたら、これは私は700万円にしてほしいと言ったら、町は700万円で購入することになるじゃないですか。

もっと言えば、今回、片方が500万円で、片方が450万円ということがもう町民の皆さんに知れ渡るわけですから。結果として500万の地権者の方は、あんたそこは50万ようけ言うたんけど、こんな話になってしまいますよ。

これは単に価格が違うということではなしに、町民を愚弄し、町民の中に新たな争いごとを巻き起こすことになる。こんなことを行政がやっていいのかどうかと。単に価格の問題ではないと私は思います。答弁を求めておきます。

社会教育課長補佐 議長。

西澤清正議長 秋尾社会教育課長補佐。

社会教育課長補佐 鈴木議員の再々質疑にお答えします。

私、先ほど申し上げました記録があるというのは、私が26年から行った交渉につきまして、交渉というか、ご挨拶等につきましては簡単な記録がございますので、日にち等がわかる限りお知らせいたしたいと思います。

以上です。

鈴木議員 じゃ、記録は提出するの、議会に。

社会教育課長補佐 委員会に……。

鈴木議員 いや、あなたが答弁できんかったら誰か上司に、答えてくから上司と答弁かわってもらって結構ですよ。

社会教育課長補佐 すぐ提出いたしたいと思います。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、鈴木議員さんの再々質疑にお答えいたします。

価格設定は一応500万ということで、それで一応予算のほうは枠組みを決めさせていただきました。

小学校のほうは一応先方のほうも500万円。以前にも500万円ということで、それで進んでおりました。

そして、豊栄のさつについては、いろいろ情報も流れた中で十分ご苦労いただいたというのがあります。そういった中で、一応450万円という価格で合意ができそうやということで、日栄小学校の地権者のほうにも一応担当のほうからこういう形でという話をお話しさせていただいた上で、一応先ほど次長が答弁したように仮契約が若干そういう形で違つたと、先方のほうは認識していただいておりますので、よろしく願いいたします。

西澤清正議長 ほかに質疑はありませんか。

河合議員 議長。

西澤清正議長 河合議員。

河合議員 議第84号財産の取得につき議決を求めることについての質疑をいたします。

先ほど来、各担当課で今答弁を聞いておりましたが、同僚議員も何度かお尋ねをしておまして、答弁も聞きました。いわば地権者の言いなりの値段で町が買い上げると。結果はそうですね。設定は上限が500万であろうがなかろうが、地権者がうちはこんだけで買ってくれと言われれば、その金額に譲渡して契約すると。これはもつてのほかですよ。

今、一住民さんがね、町長、よう聞いてくださいよ。一住民さんがね、今同僚議員も言われたように、片や50万の反単価は違いますわね。この50万は誰かのキックバックですか。町民さんはそう言うてますよ。おまえら何か得あるんかと、議員は。そう言われかねない。これだけの差がつけば。なぜおまえら町の公の土地がそんなに値段違うんやと。何かあるんけ、裏はと。以前から言われてますわ。

議会が議決したらおまえら何かメリットあるんかいと。私はありませんと。ほかはあるかもしれませんと。私は言い切ってますよ。

そういうような疑念を持った住民さんも多々おられるということですよ。まして、まだ今このように設定価格が契約金額が違ったら当然出てきますよ。それが公に出るんですから。

教育次長、あなた先ほど来の発言ね、ちょっとおかしいこと言うたらあかんで。地目はみんな今何ですか、今は。地目変更なされてますか、駐車場用地に。地目は田んぼ違いますか、今これ議決求めているのは。どうですか。あなた、豊栄のさとの駐車場で来年から田んぼつくるんですか、あこで。目的は駐車場ですやろう。使用目的は同じです、どっちも。ただ単なる私は登記簿謄本でいけば完全に今は地目は田んぼで契約されてるはずですよ。だったら、田んぼの契約金額で契約すべきですよ。地目変更をなぜしておられないんですか。宅地に、駐車場に。現状契約なら田んぼです。地目変更されてません。

なぜ私がこういうことを言いたいかというと、私も二十数年前にある場所で、畑でした。買い上げ道路やからこれ駐車場にしてくれと言うて、私はわざわざあの当時、5万か7万か払うて地目変更しましたわ、駐車場に。わずか7坪ぐらいかな。してくれと。畑ではちょっとぐあい悪いんやと。地目は畑やから、ちょっと駐車場用地としては買えんと言われたので、私は当時のあの廣瀬のあそこに頼んでわざわざ砂利ひいて、地目変更もちゃんとしてもらいました。それで、駐車

場に地目変更して駐車場として登記出てから買っていただきました。公はそういうような、私は法的措置は知りませんよ。どこまでがどうかは。皆さんみたい第何条何項とか、私は知りません。知りませんが、一般論で考えればおかしいのではないかと私は思います。

この50万円の差は何ですか。住民さん疑ってますよ。誰かに入るんですか、粹に。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 11番、河合議員さんの質疑にお答えいたします。

先ほどお答えしましたように、豊栄のさとの場合、一応お話に行った中で450万という、4,500円という価格が出ました。それで、日栄小学校のほうにも一応同時期に買うのでということで地主さんには担当のほうがお話しに行った中で、うちは前回も平米5,000円で買っていただいているので、その額でというように最終はなったわけです。

それと、議員おっしゃるように、農地を買うのであればそうですけれども、やはり自治体がこれは一つの転用もして行って、駐車場なり小学校の用地にする場合はやはり白地という形の中で自治体はどこともこういう価格でやっぱり購入をされております。そういった中で、価格差が出てくるというのは、これはもう、ぜひともこれはご理解いただきたいなという思いでありますので、よろしく願いいたします。

河合議員 議長。

西澤清正議長 河合議員、再質疑。

河合議員 町長、今ここへ再質疑来たのは、私のご理解ができないから来ました。あなたここだったらご理解できますか。今、これがうちの広報なり、今これ新聞なりか出るかもわかりませんが、それでほんまに地権者の方にご迷惑はかからんやろうか。

先ほど同僚議員も聞いておりましたけど、おまえのとこ何でそんな安うしたんやと。おまえのとこ何で高う取ったんやと。日栄小はこっち側のグラウンドは以前から委員会でも同対事業という言葉を出してましたわな、町長は。あの方は吉田の通学路の拡幅工事で今の角の田んぼからずっとどん突きのT字路まで拡幅したん違いますか。あれ何筆ですか、あそこは。拡幅したんは。1軒や2軒じゃないでしょう。今の用地買収の角の田んぼからT字路の田んぼまで拡幅したんちゃうの、あの道路は。何軒いられるんですか、あそこは。何筆ですか、あそこは。その方はみんな同じようにそう言いましたんかい、吉田地区の方は。同対事業

が500万やから500万円かいと。

片や、こちらの方は恩情で見てもって50万円、公のことやからこんだけも要らんがなと言うたんか。万が一、こっちが500万としても、公の公共事業なんやから、学校のことやさかいに子どもも世話になつとるしとか、多少なりの値段を下げる気もなかったのかあったのか、どうですか。もうはなから頭越しで同対事業で500万円で売ったから500万円やと言い切ったんですか。こちらはどうか。そういうことを言葉発したんですか。

こちらは四十九院の方ですよ、地権者は。ここには出てませんけど。そういうような、お互いの田んぼ、お互いの公の田んぼで購入するのにこの単価が違うこと自体が私は疑問があると思います。理解はできません。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、11番、河合議員の再質疑にお答えします。

先ほどから説明しているとおりであります。

それと、豊郷町の公共事業は平米5,000円で購入という形の中でさせていただいております。それで、今回は地権者がそういう形の中で平米4,500円という形になったものでありまして、大体よくなりますけれども、農地という感覚とは違うというだけではどうかご理解をいただきたい、そういう思いでございますが、よろしく願いいたします。

河合議員 議長。

西澤清正議長 河合議員、再々質疑。

河合議員 町長、私の質疑に答えてない。農地の使途、わかっていますよ、こっちも。あなたの言うことは。なぜ金額が違うのに安いほうの値段で吉田の方にも交渉ができなんだかと聞いているんですよ。私の結論は。公のお金なら安いほうで交渉するんじゃないですか。安いほうに合わすんじゃないですか、一般論で言えば。なぜ同じ田んぼを購入するのに単価が違うんですかと聞いてるんです。そんなへ理屈言わんでよろしいよ。筋が通らない。まさしく理不尽ですよ、その言い方は。なぜ片や450万円、こちらは500万円。安いほうの値段で交渉ができなかったのか聞いてますのや。

普通一般論で言うと安いほうの、こっちが450万なら目的は同じです。駐車場やから。たまたまついでにこちらはグラウンドという話が出てグラウンドになったけども、もとはといえば駐車場ですわ、日栄小学校の。その金額の違いは、なぜ合わさなかったのか聞いてますのや。それに答えてくださいよ。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、11番、河合議員さん、再々質疑にお答えいたします。

これも先ほどから申しますように、豊栄のさとの価格が4,500円、平米な
ったということで、吉田の方にもこういう形になりましたがという話で行った中
で、まとまったのが平米5,000円ということでございますので、よろしくお
願いいいたします。

西澤清正議長 ほかに質疑ありませんか。

議 員 なし。

西澤清正議長 ないようでありますから、これで質疑を終了いたします。

西山議員 動議。

西澤清正議長 何の動議ですか。

西山議員 委員会付託の動議。

議 員 賛成。

西澤清正議長 ただいま西山議員から議題となっています議第84号の常任委員会に付託する
ことの動議が提出されました。

この動議は、所定の賛成者がありますので成立いたします。

議第84号を常任委員会へ付託する動議を議題といたします。

採決いたします。起立によって行います。この動議のとおり、議第84号を常
任委員会へ付託することに賛成の方は起立願います。

西山議員 理由は聞かへんのか。動議の理由。

西澤清正議長 動議の理由、常任委員会へというようなことで、何常任委員会に。

西山議員 動議の理由は、議会運営委員会では即決ということでしたが、先ほどの質疑に
対しての今の答弁では納得がいかない部分があり、地主さんとの交渉の内容等も
もっと詳しく資料で示し、経過の説明をいただきたく思いますので、委員会付託
を求めます。

なお、全員が所属しており、予算等の関係も深いことから、予算決算常任委員
会にお願いいたしたいと思えます。

議員諸氏の賛同、よろしく願いいいたします。

西澤清正議長 たたいま西山議員から議題となっています議第84号を予算決算常任委員会へ
付託することの動議が提出されました。この動議は所定の賛成者があります
ので、成立いたします。

議第84号を予算決算常任委員会へ付託する動議を採決いたします。この採決
は起立によって行います。この動議のとおり、議第84号予算決算常任委員会へ
付託することに賛成の方は起立願います。

議 員 (起立、多数)

西澤清正議長 起立多数。よって、議第84号は予算決算常任委員会へ付託することに可決決定されました。

日程第8、議第85号豊郷町農業委員会の委員の定数に関する条例案から日程第10、議第87号豊郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第85号豊郷町農業委員会の委員の定数に関する条例案から議第87号豊郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、一括してご説明申し上げます。

議第85号豊郷町農業委員会の委員の定数に関する条例案についてご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員の選挙による選出が市町村議会の同意を得て、市町村長の任命制に変更されました。よって、既存の豊郷町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例および豊郷町農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例を廃止し、豊郷町農業委員会の委員の定数を14人とするものです。

議第86号豊郷町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例案についてご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員とは別に各地域において農地利用の適正化を推進する農地利用最適化推進委員を新設することが定められたことにより、本条例を制定するものです。

また、推進委員の定数につきましては、農地面積が100ヘクタールにつき1人と定められており、本町の農地面積が2015年農林業センサスの数値でおおむね346ヘクタールで100以下の端数は切り上げられますので、上限4人とするものです。

議第87号豊郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

農地利用最適化推進委員を新設するに当たり、推進委員に対し報酬を支給しなければならぬこととされています。推進委員の報酬額につきましては、現農業委員の報酬額や推進委員の活動内容などを考慮し、年額6万円と定めるものです。

以上、議第85号から議第87号を一括してご説明申し上げます。ご審議の

ほどよろしく願いいたします。

西澤清正議長 これより質疑を行います。
質疑はありませんか。

今村議員 議長。

西澤清正議長 今村議員。

今村議員 この議第85号から87号については、国の農業委員会等の法律改正に伴い変わってくる中身だと思いますが、特にこの中で農地利用最適化推進委員というのが新しく豊郷で4名任命されるという話ですが、その豊郷町において農地利用最適化推進委員という方の具体的な活動内容と、それとそのほかの農業委員とのかかわりはどういう形で行っていくのか、報酬に差があるというのも書いてあるのですが、この報酬の差はどういうところでこの差が出ているのか、ちょっと説明をお願いいたします。

産業振興課長 議長。

西澤清正議長 土田産業振興課長。

産業振興課長 おはようございます。それでは、今村議員さんの質問にお答えいたします。

まず、本町の最適化推進委員の内容とはということでございますが、申し上げます。

まず、活動内容としましては、人・農地プランなどの地域の農業者等の話し合いを推進していただきます。農地の出し手、受け手とのアプローチを行い、農地利用の集積集約化の推進をしていただきます。また、遊休農地の発生防止、解消を推進していただきます。俗に言うパトロールでございます。それとまた、新規参入されます農家の皆さんの方の支援活動等でございます。

続きまして、なぜ6万円としたかというご質問ですが、現在の農業委員さんが8万円ということで、農業委員さんをサポートしていただくということで、いずれも考慮しまして6万円に定めさせていただきました。

以上です。

西澤清正議長 ほかに質疑はありませんか。

北川議員 議長。

西澤清正議長 北川議員。

北川議員 議第87号について質疑させていただきます。

今答弁された基準、8万円から6万円になった基準。具体的にちょっと。下がることはええことなんやけど、血税で払うんやさかいに下がることはええことなんやけれども、その基準。基準をどこを基準にしてこの価格が出たかということ、ちょっと具体的にお願いします。

産業振興課長 議長。

西澤清正議長 土田産業振興課長。

産業振興課長 北川議員のご質問にお答えいたします。

実は基準といいますと基準はございません。農業委員さんの8万円を基準とするならば農業委員さんの8万円が基準ということで、私も調べましたけど、やっぱり基準はどこにも何もないということで、いろいろと考慮しまして6万円とさせていただきます。

以上でございます。

北川議員 議長。

西澤清正議長 再質疑。北川議員。

北川議員 それでは、再質疑させていただきます。

基準はないと、もともと8万円て決まったときは基準はありませんでしたん。

ちょっとこれ、わかる人が答弁願います。

副町長 議長。

西澤清正議長 村西副町長。

副町長 北川議員の再質疑にお答えいたします。

担当課長のほうから基準がありませんというような答弁出ましたので、私もちょっと戸惑っているんですけど。

近隣の状況等を調べてみますと同額のところがございます。しかし、農業委員さんより上回ることはよくないいうより、ほかの市町村でも大体が3分の2から4分の3ぐらいをそこら辺目安にしておられるところがありましたので、私どもとしては6万円という形の価格を設定をさせていただいたと。言うなれば4分の3ということになるかと思えますけど、そういうことをご理解いただきたいと思えます。

西山議員 議長。

西澤清正議長 西山議員。

西山議員 先ほど土田課長が基準がないと言われた、それはええことかとは思いますが、けれども、現実、委員会の会長さん、委員会と、そして今農地利用最適化推進委員さんの大体会長、委員会の年間の活動ですね。会議等、そういうふうな実績のもとで日額何ぼぐらいで設定されて、こういうふうになら2万円下げたことの基準というのはできないのか。

そこの大体、何も出席されてないのに支払うということはないんですけども、何かそういうような根拠の資料はないんですか。

よく聞くんですけども、今まで農業委員会あっても行かずに、よばれるとき

だけ行ってるような委員さんもおられたと聞いているんですが、それでも払うておられるんですかね。

産業振興課長 議長。

西澤清正議長 土田産業振興課長。

産業振興課長 西山議員のご質問にお答えいたします。

農業委員会は月1回、毎月25日と定められておりました、毎月1回審議されております。それに伴いまして、今度新しい法律では推進委員さんということで、農業委員さんに対しまして、さっきも言いましたようにパトロールとか、そういう農地の遊休農地とかを確認していただいて農業委員会に報告するという仕事でございます。

以上です。

河合議員 議長。

西澤清正議長 河合議員。

河合議員 議第85号豊郷町農業委員会の委員の定数に関する条例案の質疑をいたします。

これ、委員会でも町長から説明を受けまして、今回からは定数14名、推進委員さんが4名ということで、合計18名ということをお聞きしております。

ただ、今回は法改正で、今までだったら一応これも地方自治法で選挙がなされました。定数がオーバーしたら、当然、選挙運動が始まる。ここ何年か前には一度ありました。これ今後、14名、今100平米以上の方が手を挙げる権利あるんですよね、農業者は。その方は今町内で何人おられるんですか。農業委員さんになれる資格のある方は。その方は何名おられますか。

もし、今までだったら各区から推薦とか、いろんな方法で推薦されていましてわね、定数オーバーすると当然、公職やから選挙があった。そやけど、今回はこれは町長サイドやから町長が今度は任命するわけですよ。法改正やから。だから、定数14やから、これ以上わあわあと来て何人かオーバーしたと。そのときのこの選択は町長はどのように考えておられますか。

もう定数は決まってるんだから、当然14名しか受け入れられないんですよ。これ以上出た場合に、どのような方向性でこの人はだめや、この人はだめやということで切り捨てていくのかをちょっとお聞きします。

産業振興課長 議長。

西澤清正議長 土田産業振興課長。

産業振興課長 河合議員のご質問にお答えいたします。

まず、公募の件でございますが、公募されましたら誰でも立候補できるという

ことでございます。そしてまた、農業に熱意を持っておられる方が対象になります。

それと、もしも人数が多い場合は、町のほうで評価委員会を設置しまして、公募のあった方々の意見を聴取しまして公募者を決定するものでございます。もしも公募に足りない場合には、再度公募をいたします。

以上です。

河合議員 これは公募者で手挙げられる方は何名おられるの。これは非農家はできひんのでやろう。関係ないの。

産業振興課長 誰でもできるんです。

河合議員 誰でもできるの。

産業振興課長 はい。

西澤清正議長 ほかに質疑ありませんか。

河合議員 議長。

西澤清正議長 河合議員、再質疑。

河合議員 課長、今、わし自身の認識は非農家はだめだと思っていました。非農家は。この農業委員会は公職選挙法であっても、我々の兼職はできると。これは関係ない。同じ選挙があっても、我々のこの議員の中からも農業委員さんはできると。民生委員さんはできませんけど、農業委員はできると。事実、この中にもおられますわな。現職で農業委員さんもやっている方は。

ということは、私はもう根っからの非農家やから。ということは、私も気があったら手挙げてよろしいんですわな。

ちょっと答弁をしてください。

産業振興課長 議長。

西澤清正議長 土田産業振興課長。

産業振興課長 河合議員の再質問にお答えします。

まず、今、河合議員おっしゃいましたように、議員も公募は受けていただけると思います。

以上です。

西澤清正議長 ほかにありませんか。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 鈴木議員。

鈴木議員 確認ですけど、前は農家台帳に掲載されている耕作面積1反以上でしたか、が有資格者だというふうになっていたんですが、今回からはそれがなくて誰でも手を挙げられるということで確認していいですか。

産業振興課長 議長。

西澤清正議長 土田産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の質疑にお答えします。枠はございません。ただし、農業の情熱のある方というだけでございます。枠はございません。今言うように枠はございません。誰でも応募できます。

以上でございます。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、鈴木議員さんの質疑にお答えいたします。

一応枠はありません。誰でも出ていただいて、年齢も制限はありませんけれども、その中でやっぱり認定農業者を選んでいくとか、女性を選んでいくとか。

それと、この枠がないということは中立の委員さんも選ぶという形の中でありますから、その選定委員会の中でそういうことを考慮して選ばれるようになりますので。

非農家ばかりがそんな委員さんになられるということは絶対ありえないですから、ここらだけ。選定委員会の中でしっかりとそれぞれ公平な形の中でやっぱり委員活動をしていただける委員さんを選ぶということで、ご理解のほどよろしくお願いします。

西澤清正議長 ほかにありませんか。

議員 なし。

西澤清正議長 ないようでありますから、これで質疑を終結いたします。

お諮りします。会議規則第39条の規定により、議第85号豊郷町農業委員会の委員の定数に関する条例案から議第87号豊郷町特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案までを総務産業建設常任委員会に付託したいと思っております。これに異議はありますか。

議員 異議なし。

西澤清正議長 異議なしと認め、よって、議第85号豊郷町農業委員会の委員の定数に関する条例案から議第87号豊郷町特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案までを総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

暫時休憩します。議場の時計で35分まで。

(午前10時27分 休憩)

(午前10時37分 再開)

西澤清正議長 再開します。

日程第11、議第88号豊郷町水道事業の設置等に関する条例案から日程第18、議第95号豊郷町下水道使用料条例の一部を改正する条例案までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第88号豊郷町水道事業の設置等に関する条例案から議第95号豊郷町下水道使用料条例の一部を改正する条例案について、一括してご説明申し上げます。

議第88号から議第95号までの議案につきましては、今日の水道事業の経営環境が厳しい中、一層の経営の健全化、効率化を推進し、安定した経営基盤を構築する必要があり、平成29年4月1日から豊郷町水道事業としてスタートするため、地方公営企業法の適用に伴う条例の制定や廃止、一部改正を行うものであります。

まず、議第88号豊郷町水道事業の設置等に関する条例案についてご説明申し上げます。

本町の北部簡易水道事業及び南部簡易水道事業の統合によりまして、地方公営企業法第2条第1項第1号及び同法第4条第1項並びに同法第7条第1項の規定に基づいて、生活用水その他の浄水を供給するための水道事業を設置するものであります。

次に、議第89号豊郷町企業職員の給与の種類および基準に関する条例案についてご説明申し上げます。

地方公営企業法第38条第4項の規定に基づき、企業職員の給与の種類及び基準を定めるものであります。

次に、議第90号豊郷町簡易水道給水条例を廃止する条例案並びに議第91号豊郷町水道事業給水条例案についてご説明申し上げます。

地方公営企業法の適用に伴う豊郷町水道事業を設置することから、現在の簡易水道給水条例を廃止し、豊郷町水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的として、新たに豊郷町水道事業給水条例を制定するものであります。

次に、議第92号豊郷町簡易水道事業審議会条例を廃止する条例案並びに議第93号豊郷町水道事業審議会条例案についてご説明申し上げます。

地方公営企業法の適用に伴い豊郷町簡易水道事業審議会条例を廃止し、新たに

管理者の諮問に応じて水道事業に関する重要な事項について調査審議することを目的に、豊郷町水道事業審議会条例を制定するものであります。

次に、議第94号豊郷町簡易水道施設整備等基金条例を廃止する条例案についてご説明申し上げます。

豊郷町水道事業設置に伴い、豊郷町簡易水道施設整備等基金条例を廃止するものであります。

議第95号豊郷町下水道使用料条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

豊郷町簡易水道給水条例を廃止して、新たに豊郷町水道事業給水条例を制定することから、関連して第3条第1項第1号中の「簡易」を削り、「水道」の次に「事業」を加え、豊郷町下水道使用料条例の一部を改正するものであります。

以上、議第88号豊郷町水道事業の設置等に関する条例案から議第95号豊郷町下水道使用料条例の一部を改正する条例案までを一括してご説明申し上げます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

西澤清正議長

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

今村議員

議長。

西澤清正議長

今村議員。

今村議員

議第88号豊郷町水道事業の設置等に関する条例案で、第2条の水道事業の給水区域は次のとおりの2項のところ、給水人口が9,000人で、3号で処理能力が1日最大給水量が3,376立方メートルと書いてあるんですけども、これって、今現在の北部、南部水道施設がありますが、これとタイアップして、これは十分能力的には行けるということなんでしょうか。

今町民人口7,400人ほどですが、給水していないところもありますが、この最大給水量は9,000人になったときの最大1日給水量を書いてあるのか、ちょっとこの辺を説明していただきたいのと。

それから、第5条で議会の同意を要する賠償責任の免除ということで、何らかの事故があった場合にこういうふうには当該賠償するのは30万以下は議会の同意は要らないというふうになってはいますが、これまで水道事業中にこういった事故等あって、住民さんに賠償をなされたケースというのはどういうのがあったのか、30万以下ではどういうことがあったのか、議会で同意案件でめったに出たことないと思いますが、ちょっとどういうものがあるのか説明をお願いいたします。

上下水道課長補佐 議長。

西澤清正議長 森本上下水道課長補佐。

上下水道課長補佐 それでは、今村議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の豊郷町水道事業の設置等に関する条例案の第2条の第2項の部分でございます。ここの給水人口並びに処理能力につきましては、現在の簡易水道、北部、南部とございます。そうした計画給水量というのがここに上がってまいります。それが北部、南部それぞれ4,500人と今現在となっております。

そういったことで、1日最大給水量につきましても北部、南部の計画1日最大給水量が1,688トン。そういったことから、9,000人と計画をさせていただいて、処理能力を1日最大3,376トンということで賄うことが可能だというふうに考えております。

次に、もう1点の第5条のところでございますけれども、これにつきましては賠償額は30万円以上の場合とすると。議会の同意を受ける場合というふうに書いております。この金額につきましては、町長の専決事項によりまして定めている額をここに上げさせていただいたということ。そしてまた、これまでにこういった事故等によってこういったことが発生したのかどうかということにつきましては、現在のところはないというふうに考えております。

以上です。

西澤清正議長 ほかにありませんか。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 鈴木議員。

鈴木議員 88号から95号を一括して質疑をさせていただきます。

まず1点目は、さまざまな水道事業の公営企業化にかかわる条例の新設、改正、一部改正の提案説明がありました。

1点目は、88号、89号、91号、93号の条例案については、文言の頭に白丸印がつけられているんですが、これ、このまま、今まで条例で文言の頭に白丸がついているという条例、私、拝見したことがありませんが、これはどういう意味なのか、説明をお願いします。

これ、丸々これで条例に文言の頭に白丸がついてこれが条例になるということで議会に提案されている議案ですから、今まで見たことがありませんので、説明をお願いをしたいと思います。

それから、88号の新設されます豊郷町水道事業の設置等に関する条例の第2条ですが、「水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されなければならない」とされていますが、企業の経済性とい

うのは、これはもう申し上げるまでもなく、利益の追求というのがこれは企業の経済性でありまして。

一方で、公共の福祉を増進するよう運営されなければならない。公共の福祉というのは、これ言うまでもなく利益追求が目的ではありませんから、この相矛盾する2つの理念、概念が第2条で並べられているのですが、これをどう理解するのか、説明を求めます。

上下水道課長補佐 議長。

西澤清正議長 森本上下水道課長補佐。

上下水道課長補佐 それでは、鈴木議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の丸印につきましては、システム上の印刷をしたときに丸印が出てくると。条例を作成するシステムから印刷した場合に丸印が出てくるということになっております。

鈴木議員 これ議案やろう。

上下水道課長補佐 はい。

鈴木議員 こういう条例にするのかと言うてる。あなたわからなかったら、これがわかる上司が教えてください。

上下水道課長補佐 それでは、先にもう1点のほうをお答えいたします。

第2条の「常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されなければならない」ということが書かれております。

まず1点目の経済性を発揮するということは、先ほど鈴木議員が言っていたとおりでございます。

もう1点につきましては、この公共の福祉を増進するよということ、これにつきましては、この水道事業というのが今現在、町民の皆様に水道を使っただいて、これはやはり命にかかわるものであると。そういったことから、今後の水準の向上とか、財務とか、技術の基盤を強化して行って、今後続けていけることができるようにと、またそういった大事なものについては継続するよということ考えております。

以上でございます。

総務課長 議長。

西澤清正議長 村田総務課長。

総務課長 鈴木議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

まず、議案に伴います条例の関係でございます。丸印につきましては、現在、条例等につきましては「じょうれいくん」というシステムを使っております。通常ですとこの丸印は全て出てきます、機械では。それを議案として出す場合につ

いては、その丸について職員が消して議案として出しているということでございます。

今回、まことに申しわけございません。この丸印を消していないということでございますが、条例上は何ら問題はないというふうに考えておりますし、当然、条例の可決されましてから公布をします。そして、とけ込みといいますか、システム上、中に入れますが、この段階ではこの丸印は当然記載がされないということになりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 鈴木議員。

鈴木議員 補佐の回答も印刷するようになったと。総務課長の回答は、本来はこの丸印の白丸印を取って提案すべきだったと。こういうことでご理解をお願いしたいということでしたが、私は理解できないと思っております。

というのは、これはこの議案は、もう町長のほうから出されて、議運も通って、承認して、これ、丸々丸印がついたものは議案として提出をされている。丸印が今ついてるけれども、可決をされ、本来のときにはこの丸印は取りますと、こういう説明ですよ。わかりやすく言えば。

そんなことが通るんならね、例えば議会に「いろはにほへとちりぬるを」で提案したと。だけど本当は「いろはにほへと」は要らないんだと。書くときには「ちりぬるを」からで書いておきますからご理解をお願いしたいと。これは余りにも議会を、それでは議会は何のためにあるのかと。

総務課長がおっしゃるとおり、これは本来、この白丸印を取るべきであったと言うならば、私はこの議案の撤回をし、再度、正しいものを議会に提案をする。まず、それならば、この議案は撤回すべきだと思いますが、町長に答弁を、その点については町長に答弁を求めておきます。

それから、企業の経済性と、ここ私はおかしいと言ってないです。もう少し文言の整理をして、本来は。旧の水道事業もこうなんですけれども、ここは基本的に相對する、矛盾する概念がここに振り込まれているというのは、やはり少し文言の整理をするべきではなかったのかと。だめだと言ってないです。これは相矛盾しますから、ここは整理をするべきではなかったのかということをお願いいたします。

もう1点、条例案、町の例規が、例えばここでは丸がついているけれども、この例規集にするときはその丸印を取るんだという説明がありました。この議会が始まる前に11月4日現在の例規集をいただきました。今回、さまざまなことを調べるので、これをあけてみたんですが、例規集入っていませんでした。総務課

の担当の職員に問い合わせました。ああ、コピー忘れたのかもしれませんがと。

次の日窓口に行きました。これ持っていったんです。見てもらいました。インデックスがそのまま抜け落ちていました。例規集の。どこでチェックされたのかわかりませんが。とりあえず私は、私の分だけであればいいですけど、ほかの人もチェックをすべきじゃなかったか言いましたが、少なくとも私はこれ、新しくインデックス入れ直してもらいましたので、これには例規集入っていますけど、ほかの方の私知りません。存じませんけれども、どこで、例規集がそういう取り扱いをされているのは非常に私は残念やなと思いました。

さらにつけ加えておきますが、この例規集をあけてみて気がついたのですが、例えば保健というか、保育関係はことしから教育委員会のほうに移っているんですが、これで調べてみましたら、まだ保育園の関係、保健福祉課の分野に入っている。探すのに非常に苦労したんです。

といいますのは、長くなりますが、私、学童保育で一般質問しましたので、ずっと探してみたんんですが、なかなかなくて、保健福祉課にありました。少なくとももう学童保育事業はあれですが、保育事業はこの例規集の中では教育委員会に移っているんですから、それを整理をすべきじゃないですか。

何を申し上げたいかという、これは白丸の印がついているけれども、可決してもらったら取るんだと。私が最後に声を大にして申し上げたいのは、豊郷町が守るべき例規集がそういう取り扱いでいいのかと。この議案は撤回すべきだと思いますが、回答を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 町長。

伊藤町長 8番、鈴木議員さんの質疑にお答えいたします。

システム上、プリントアウトするときに丸がついてくるということでありまして。今後、そういうシステムを改修しますとともに、それと撤回せいと言うのであれば撤回もやぶさかでもありませんけれども、できたら差しかえという形の中で委員会の中で差しかえさせていただきたい、こういう思いでございますので、よろしく願いいたします。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 再々質疑。

鈴木議員 今回だけじゃなし、今までもそうであれば、それは町長の答弁は了となるんです。これまではそんな文言の頭にプリンターで打ち出しても白丸印がついていてもきちんとそういうことなしに条例で提案されてきたんです。今回だけなんです。

だから、だめなんじゃないかというふうに私は申し上げているんです。私が申し上げたいのは。

それから、議運にかかる議案になる前であれば差しかえは可能かと思いますが、きょう、こうして本会議に上程をされていますから、手続上は議案の撤回になるのではないかとこのことを申し上げたいので、再度、答弁をお願いします。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 鈴木議員さんの再々質疑にお答えします。

そのような形で議運の委員長さんのほうからのご指示であれば、また撤回もさせていただきます。

ただ、こんなこと言うたら失礼ですけれども、そういうようなシステムの中で担当課が消し忘れたということで、寛大な目で見ていただければ差しかえという形の中でさせていただきたい、こういう思いでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

西澤清正議長 暫時休憩します。

(午前10時58分 休憩)

(午前11時14分 再開)

西澤清正議長 それでは議会運営委員会の西澤博一委員長、説明をよろしくをお願いします。

議会運営委員長 議長。

西澤清正議長 西澤運営委員長。

議会運営委員長 先ほど鈴木勉市議員から議案書についての指摘等がありました。その中で、議会運営委員会を開かせていただきましたところ、全員賛成ということで議案の撤回を求めたいと。そして、今までから議案の修正等いろいろあったもので、それにはやはり十分注意していただくという趣旨のもとで、今回の今の議案については撤回といたします。

以上。

西澤清正議長 暫時休憩します。

(午前11時15分 休憩)

(午前11時50分 再開)

西澤清正議長 再開します。

全部かえていかんならんで、割と時間かかるということで、昼食にし、1時から再開したいと思っておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

長い間お待たせして申しわけございません。

(午前 11時52分 休憩)

(午後 1時03分 再開)

西澤清正議長 事務局から説明を願います。

議会事務局長 午前中の件で少し長い時間になりました。議案に一部修正という話がありましたが、今回につきましては議第88、89、91、93につきまして議案の撤回の申し出がございますので、事務的に先に説明させていただきます。

これにつきましては、日程の追加という形で、日程の19から22を追加しまして、今ほどの4議案につきましては撤回についての許可をいただくという日程を追加します。

その後、一括上程の中にありました90、92、94、95までの質疑途中でございましたので、ここから午前中の続きが始まるということと。

もう1点、撤回の4議案につきましては、議案になって質疑の途中で許可された場合は撤回となりますので、これにつきましては再度、今期出し直しをします。議案のほうは当然作り直しますけれども、それは可能であるということで県の方に確認をいたしました。結論が出ていない分については一時不再議ではなく、出し直すことが可能ですということでした。

以上でございます。

西澤清正議長 それでは、再開します。

議案の撤回について、議第88号豊郷町水道事業の設置等に関する条例案、議第89号豊郷町企業職員の給与の種類および基準に関する条例案、議第91号豊郷町水道事業給水条例案、議第93号豊郷町水道事業審議会条例案、出ておりますので、日程第19、日程第20、日程第21、日程第22を日程に追加をいたします。

追加してよろしいですか。

議員 異議なし。

西澤清正議長 異議なしということで、追加。

それでは、日程第19から日程第22まで、議案の撤回について（議第88号、議第89号、議第91号、議第93号）を一括上程をいたします。

それでは、議案の撤回について（議第88号豊郷町水道事業の設置等に関する条例案）を撤回することに異議ございませんか。

議員 異議なし。

鈴木議員 日程変更になったら日程、配らなあかんのちゃうの。

西澤清正議長 日程を配らせてます。

議会事務局長 (日程配付)

西澤清正議長 それでは、日程19、議案の撤回について(議第88号豊郷町水道事業の設置等に関する条例案)を議題といたします。

議第88号について、撤回にご異議ございませんか。

鈴木議員 議長、撤回の理由の説明を求めなあかんでしょう。しっかりしいな。

西澤清正議長 それでは、88号、89号、91号、93号の撤回について、町長の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、議第88号、議第89号、議第91号、議第93号について、撤回の説明をさせていただきます。

先ほどの審議の中で、条例案の中で不適切な部分がありましたので、このたび撤回させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

西澤清正議長 それでは、議第88号、89号、91号、93号の撤回について質疑を行います。

質疑はありませんか。

議員 なし。

西澤清正議長 質疑はないようですので、質疑を終了いたします。

議第88号豊郷町水道事業の設置等に関する条例案の撤回に対する討論ありますか。

議員 なし。

西澤清正議長 討論なしと認め、討論を終結します。

それでは、議第88号豊郷町水道事業の設置等に関する条例案の撤回の採決を行います。賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、多数)

西澤清正議長 賛成多数。

次に、議第89号豊郷町企業職員の給与の種類および基準に関する条例案の撤回について討論を行います。

議員 なし。

西澤清正議長 討論なしと認め、討論を終結します。

それでは、議第89号豊郷町企業職員の給与の種類および基準に関する条例案の撤回の採決を行います。撤回について賛成の方は起立願います。

議員 (起立、多数)

西澤清正議長 起立多数です。
次に、議第91号豊郷町水道事業給水条例案の撤回について討論はございませんか。

議員 なし。

西澤清正議長 討論なしと認め、討論を終結します。
それでは、議第91号豊郷町水道事業給水条例案の撤回の採決を行います。撤回について賛成の諸君の起立を求めます。

議員 (起立、多数)

西澤清正議長 賛成多数であります。
続きまして、議第93号豊郷町水道事業審議会条例案の撤回について討論に入ります。討論はありませんか。

議員 なし。

西澤清正議長 討論なしと認め、討論を終結します。
それでは、議第93号豊郷町水道事業審議会条例案の撤回についての賛否をとります。賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、多数)

西澤清正議長 起立多数であります。
続きまして、日程第23、議第90号豊郷町簡易水道給水条例を廃止する条例案の質疑を行います。質疑ございませんか。

議員 なし。

西澤清正議長 ないようでありますので、これで質疑を終結いたします。
それでは、議第90号、議第92号、議第94号、議第95号につきまして、総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これに異議ございませんか。

議員 異議なし。

西澤清正議長 異議なしと認めます。よって、議第90号、議第92号、議第94号、議第95号までを総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。
続いて、日程第27、議第96号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案及び日程第28、議第97号豊郷町特別職の職員で常勤のもののおよび旅費に関する条例の一部を改正する条例案を一括議題とします。
町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第96号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、議第97

号豊郷町特別職の職員で常勤のもの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案について、一括してご説明申し上げます。

議第96号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、本年8月8日、人事院勧告が行われ、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法案が国会において可決成立されました。この法律に基づき国家公務員の給与改定が行われることとなり、これと同様の措置を講ずるため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容を申し上げますと、職員の給与について民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、大学卒業程度及び高卒者職員の初任給を1,500円引き上げ、若年層についても同程度の改定を行うものであります。

その他の職員は、それぞれ400円の引き上げを基本に改定を行うものであり、改定率は平均0.2%とする勧告により、俸給表を改正するものであります。

また、特別給について、直近1年間の民間事業者の支給実績と比較し、民間の支給状況等を踏まえ0.1月分を勤勉手当に配分し引き上げ、年間支給割合4.20月分を、4.30月分に改正するものであります。

なお、給与の改正の規定は、平成28年4月1日から適用し、特別給の改正の規定は平成28年12月1日から適用し、施行するものであります。

続いて、議第97号豊郷町特別職の職員で常勤のもの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案は、議第96号の一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正とあわせ、特別職の職員の給与に関する法律の一部が改正され、この法律の第7条の2に基づき、所要の改正を行うものであります。

改正内容を申し上げますと、特別職の期末手当を0.1月分引き上げ、年間3.2月に改正するものであります。

また、改正の規定は一般職の職員と同様に平成28年12月1日から適用し、施行するものです。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

西澤清正議長

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

鈴木議員

議長。

西澤清正議長

鈴木議員。

鈴木議員

議第97号に対する質疑を行います。

まず、この改正により、町長、副町長、教育長の増加分、それからそれにより、町長、副町長、教育長の年収が幾らになるのか、説明をお願いします。

総務課長

議長。

西澤清正議長 村田総務課長。

総務課長 鈴木議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

議第97号によりまして、今回改正されます。改正は0.1月分ということになりますので、対象となりますのは町長、副町長、教育長、それと議員の皆様が対象になるということです。

まず、町長につきましては、給与月額が68万円でございますので、これの0.1月分ということになりますので、6万8,000円の増額ということになります。

以下同様の考え方で、副町長につきましては3万6,000円、教育長につきましては5万1,300円、議長さんにつきましては2万8,475円、副議長さんについては2万470円、各議員さんにおかれましては1万8,630円の増額改定ということでございます。

以上でございます。

西澤清正議長 ほかにありませんか。

鈴木議員 年収。

総務課長 私、ちょっと年収は計算はしてこなかったんですが、通常金額から今言いました増額ということになりますので、年収ですと、例えば町長ですと68万円掛ける12月分が1年間分になりますし、それと今回の期末手当によりましては今までの分ということになりますので。済みません。年収は計算しておりませんので、委員会のときにまた回答させていただきます。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 鈴木議員。

鈴木議員 ざっと計算しても町長の年収は1,000万を超えるぐらいだと思うんですが。私が申し上げたいのは額ですが、非常に高額になるということは明らかであります。

一方、私たち議員は10年以上、私が議員になってからもそうなんですが、1割減でそのままずっと来ておりますので、まだ1割減で来ているんですが。

ここで質疑をさせていただきたいのは、今回の増額分、例えば町長の場合ですと6万8,000円になるということですが、この6万8,000円分を町長は返納するお考えがないかどうか、お尋ねをいたしたいと思います。

その理由について申し上げます。過日、昨年の町長選挙に係る名誉毀損裁判の判決が下され、元町長候補の訴えが結果的には認められました。名誉毀損に当たるとされた発言は、行間から読みほどこましても、伊藤町長の個人演説会など、子細は存じませんが、で発言されたものであることは明らかであります。

私は、町長はこの裁判は裁判といたしまして、この結果に基づいてその道義的

責任を町民に明らかにする責任があると考え次第です。道義的責任のとり方はいろいろあるかと思いますが、その責任のとり方の一つとして、非常に今でも高額なわけでありまして、議員は1割減で頑張っているわけでありまして、今回の増加分を返納するお考えがないか、お尋ねをしたいと思います。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 8番、鈴木議員さんの質疑にお答えいたします。

今回の改定は人事院勧告によるものでして、皆さん方が1割下げているというのは議員提案でされた問題であります。また、私も3年前ですか、報酬審議会を開いて私の俸給を下げるというのも提案させていただいて、それは可決はされなかった状況でございます。

そういった中で、やはり町民の負託に応えるというのは仕事に対しての結果を出していく、住民の声を聞いていくということでございますので、しっかりと職務を果たしてまいりたい、こういう思いでございますので、よろしく願いいたします。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 鈴木議員、再々質疑。

鈴木議員 私の耳元に届いている町民の声、住民の声は、今度の裁判の結果について、町長は何の責任も感じないんだろうかと。それはおかしいのではないかとという住民の声。私にはそういう住民の声が届いていますが、そういう住民、町民の声について町長がどうお考えになるのか、見解を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 それでは、鈴木議員さんの再々質疑にお答えいたします。

返上というのは寄附行為になりますのでできないとともに、そして私の耳には全然届いておりませんので、よろしく願いいたします。

西澤清正議長 ほかにありませんか。

議員 なし。

西澤清正議長 ないようでありますから、これで質疑を終結いたします。

これより議第96号の討論に入ります。

討論はありませんか。

議員 なし。

西澤清正議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第96号豊郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を

採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

(起立、全員)

西澤清正議長 全員起立。よって、本案は原案どおり可決されました。

これより議第97号の討論に入ります。

討論ありませんか。

議 員 なし。

西澤清正議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議第97号豊郷町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

(起立、多数)

西澤清正議長 賛成多数。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第29、議第98号豊郷町課設置条例の一部を改正する条例案から日程第33、議第102号豊郷町特別会計条例の一部を改正する条例案までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第98号豊郷町課設置条例の一部を改正する条例案から議第102号豊郷町特別会計条例の一部を改正する条例案について、一括してご説明申し上げます。

議第98号豊郷町課設置条例の一部を改正する条例案についてご説明を申し上げます。

上下水道課の簡易水道事業については、平成29年4月1日より水道事業として地方公営企業法の法的化を予定しており、法的化が実施されますと、豊郷町課設置条例第3条、課の分掌事務内、上下水道課において簡易水道事業を削除する必要が生じます。これに伴い、改正を行うものでございます。

議第99号豊郷町職員定数条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

上下水道課の簡易水道事業については、平成29年4月1日より水道事業として地方公営企業法に基づく法的化を予定しており、豊郷町職員定数条例内に地方公営企業の職員、職員数を新たに追加する必要がございます。今回、法的化を行う水道事業部分の職員数を3名で算定し、一部改正を行うものでございます。

議第100号豊郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例案についてご説明

申し上げます。

上下水道課の簡易水道事業については、地方公営企業法の法的化が平成29年4月1日施行を予定しており、豊郷町個人情報保護条例第2条第1項第2号の実施機関内において、地方公営企業管理者を追加する必要があるがございます。豊郷町におきましては、地方公営企業法第8条第2項の規定により、地方公営企業管理者の権限を町長が行うものとなりますので、これに基づき一部改正を行うものがございます。

議第101号豊郷町情報公開条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

先ほどご説明申し上げました豊郷町個人情報保護条例と同様に、豊郷町情報公開条例第2条第1項の実施機関に地方公営企業管理者を追加する必要があるが生じたので、一部改正を行うものがございます。

議第102号豊郷町特別会計条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

簡易水道事業特別会計について、平成29年4月1日より水道事業として地方公営企業法に基づく法的化を予定しており、法的化によりまして、豊郷町特別会計条例第1条で設置します特別会計において簡易水道事業を削除する必要が生じることから、一部改正を行うものがございます。

以上、議第98号から議第102号までを一括してご説明申し上げました。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

西澤清正議長

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 員

なし。

西澤清正議長

ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第98号豊郷町課設置条例の一部を改正する条例案から議第102号豊郷町特別会計条例の一部を改正する条例案までを総務産業建設常任委員会に付託したいと思っております。これに異議ございませんか。

議 員

異議なし。

西澤清正議長

異議なしと認め、よって、議第98号豊郷町課設置条例の一部を改正する条例案から議第102号豊郷町特別会計条例の一部を改正する条例案までを総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

日程第34、議第103号平成28年度豊郷町一般会計補正予算（第4号）か

ら日程第39、議第108号平成28年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）までを一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 議第103号平成28年度豊郷町一般会計補正予算（第4号）から議第108号平成28年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）までの一般会計及び各特別会計補正予算について、一括してご説明申し上げます。

議第103号平成28年度豊郷町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億5,992万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額を47億4,324万7,000円とするものでございます。

歳入では、分担金及び負担金78万1,000円、国庫支出金604万5,000円、繰入金3億5,345万3,000円、諸収入36万4,000円を追加し、県支出金72万1,000円を減額するものであります。

歳出では、議会費43万9,000円、総務費442万2,000円、民生費2,065万4,000円、衛生費1億3,810万7,000円、農林水産業費59万7,000円、土木費728万9,000円、教育費2,795万4,000円、公債費1億6,046万円を追加するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では、8ページの款17繰入金、項1基金繰入金の各基金から繰入金3億5,345万3,000円の増額を行い、款13国庫支出金及び款14県支出金について各事業の補助金等の交付決定通知に基づき補正予算計上を行ったところでございます。

歳出では、14ページ、款4衛生費、項3簡易水道費の節28繰出金1億3,402万円は水道事業法適化準備経費分として、19ページ款10教育費、項2小学校費、目5日栄小学校整備費の節13委託料1,595万2,000円は、日栄小学校グラウンド拡幅及び駐車場増設に伴う実施設計業務費を、21ページ、款10教育費、項5社会教育費、目8豊栄のさと施設費の節13委託料879万2,000円は、豊栄のさと駐車場拡張工事測量設計業務費を計上しました。また、款11公債費、項1公債費、節23償還金、利子及び割引料1億6,046万円は、臨時財政対策債の繰上償還元金として計上したところでございます。

なお、補正予算財源としまして歳入の17繰入金、項1基金繰入金の各基金か

ら繰入金による財源を充当するものであります。

また、それ以外には、議第96号の職員の給与改正及び議第97号の特別職の職員で常勤のものの給与に関する改正に伴います人件費として節2の給料、節3の職員手当等及び給料、職員手当に関連します節4の共済費について、款1議会費から款10教育費までを増額の計上をしたものであります。

次に、議第104号平成28年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,307万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額を10億8,182万5,000円とするものでございます。

歳入では、療養給付費交付金989万2,000円、前期高齢者交付金4,096万円、県支出金361万1,000円、繰入金67万4,000円を追加し、国庫支出金3,206万円を減額するものであります。

歳出では、総務費14万6,000円、保険給付費2,774万5,000円、後期高齢者支援金等509万3,000円、諸支出金114万2,000円を追加し、介護納付金1,104万9,000円を減額するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では、5ページ、款3国庫支出金、項1国庫負担金2,067万5,000円の減額、項2国庫補助金1,138万5,000円の減額につきましては、前期高齢者交付金の増額によるものであります。

また、款4療養給付費交付金、項1療養給付費交付金989万2,000円の増額、款5前期高齢者交付金、項1前期高齢者交付金4,096万円の増額につきましては、それぞれ交付金の追加交付によるものであります。

次に、歳出では、7ページ、款2保険給付費、項1療養諸費2,432万円の増額、また項2高額療養費342万5,000円の増額につきましては、各給付費等の現在までの実績に伴います28年度見込額の算出によるものであります。

また、款3後期高齢者支援金等、項1後期高齢者支援金等509万3,000円の増額、また款6介護納付金、項1介護納付金1,104万9,000円の減額につきましては、支払基金からの通知によるものであります。

次に、議第105号平成28年度豊郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,465万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額を4億707万6,000円とするものでございます。

歳入では、分担金及び負担金163万8,000円、繰入金1億3,301万8,000円を追加するものであります。

歳出では、総務費1億3,465万6,000円を追加するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では、5ページの款5繰入金、項1一般会計繰入金1億3,402万円によりまして、歳出6ページ、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節25積立金1億3,402万円を簡易水道施設整備等基金に積み立てを行うため、補正予算計上したものであります。

次に、議第106号平成28年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額を3億5,880万2,000円とするものでございます。

歳入では、繰入金16万円1,000円を追加するものであります。

歳出では、総務費6万1,000円、下水道事業費10万円を追加するものであります。

補正予算の内容は、議第96号の職員の給与改正に伴います人件費分としまして予算計上したものであります。

次に、議第107号平成28年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,722万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額を6億5,404万2,000円とするものでございます。

歳入では、保険料300万6,000円、国庫支出金290万6,000円、支払基金交付金407万4,000円、県支出金274万8,000円、繰入金449万1,000円を追加するものであります。

歳出では、総務費266万9,000円、保険給付費1,455万3,000円、地域支援事業費3,000円を追加するものであります。

補正予算の主な内容を申し上げますと、歳入では、5ページ、款1保険料、項1介護保険料300万6,000円の増額につきましては、保険給付費等の増額に伴うものであります。

また、款4支払基金交付金、項1支払基金交付金407万4,000円。6ページの款5県支出金、項1県負担金274万8,000円の増額につきましては、それぞれ負担金等の追加交付によるものであります。

次に、款7繰入金、項1一般会計繰入金449万1,000円の増額につきましては、事務費等の増額に伴うものであります。

次に、歳出では、7ページから8ページにかけまして款2保険給付費、項1介護サービス等諸費717万8,000円の増額、項4高額介護サービス等費等222万3,000円の増額。9ページ、項6特定入所者介護サービス等費553万5,000円の増額につきましては、各給付費等の現在までの実績に伴います28年度見込額の算出によるものであります。

次に、議第108号平成28年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54万6,000円を増額し、歳入歳出予算総額を5,891万8,000円とするものでございます。

歳入では、繰入金54万6,000円を減額するものであり、歳出では、総務費5万4,000円を追加し、後期高齢者医療広域連合納付金60万円を減額するものであります。

本補正予算は、基盤安定繰入金の減額によるものであります。

各特別会計の補正予算につきましては、一般会計補正予算同様、議第96号の職員の給与改正に伴います人件費分としまして、歳入では一般会計から繰り入れによる、歳出では節2の給料、節3の職員手当等及び給料、職員手当に関連します節4の共済費について、各会計についてそれぞれ増額の計上をしたものであります。

以上、議第103号から議第108号まで一括してご説明を申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

西澤清正議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

今村議員 議長。

西澤清正議長 今村議員。

今村議員 それでは、まず、議第103号平成28年度豊郷町一般会計補正予算(第4号)につきまして、6ページです。6ページの歳入のところで、国庫支出金の民生費国庫負担金の中で、障害児施設措置費(給付費等)負担金132万7,000円増額補正をされております。これはどういう中身の、また人数的にも増額になっておりますが、この中身の説明をお願いいたします。

次に、7ページ。7ページの項2の県補助金の中で、目2の民生費県補助金の中で社会福祉費補助金で地域生活支援事業費等補助金と、それから節3福祉医療給付費補助金の中で重度心身障害者老人等福祉助成費補助金35万8,000円の内訳。それから、4番の児童福祉費補助金の多子世帯子育て応援事業費補助金66万4,000円、この県補助金のどういう中身なのか、概要なのか、また

対象はどのぐらい豊郷であるのか、説明をお願いいたします。

続いて、11ページ。これは歳出のほうですけれども、款3の民生費の中の目6福祉医療給付費で、扶助費で重度心身障害老人等福祉助成事業71万8,000円と増額補正になっておりますが、この対象者の人数がふえているのか。その現状をちょっと説明してください。

そして、12ページでは、目12の障害福祉費の中で委託料で移動支援事業委託料、日中一時支援事業委託料、ここ両方とも増額ですが、対象人数がふえたのか、事業内容が変わったのか、説明してください。

そして、19番の負補交で、障害者社会福祉施設整備費補助金ということで22万7,000円、これはどこに対する整備費補助金なのか、件数も含めて内容を説明してください。

20番の扶助費で、障害児通所給付費ということで265万5,000円の増額補正になっております。これにつきましても、対象児童とどういう通所、どこに通所等、内容等について説明をお願いいたします。

続いて14ページです。次の14ページでは、項2の清掃費、目2のじんあい処理費の中で、委託料で一般廃棄物収集運搬処理業務委託料154万1,000円の今回増額補正がされておりますが、その収集運搬処理業務委託料ということでどの業者に、どういう収集運搬で増額補正が生じているのか、中身を説明してください。

次は、16ページです。16ページの項2の道路橋梁費の中で、目2の道路橋梁費で工事請負費の町道路整備事業費671万8,000円。これはどういう町道工事なのか、場所と内容を説明してください。

それから、18ページですね。次は18ページで、目3の日栄小学校管理費の中で、11番需用費の中で光熱水費124万3,000円、この光熱水費が124万3,000円の増額補正になっておりますが、これはどういう中身でこれが増額に今回提案、予算化されているのか、説明をお願いいたします。

次は、19ページと21ページにそれぞれ日栄小学校整備費の中で測量設計委託料が1,595万2,000円、また豊栄のさとの測量設計委託料が879万2,000円というのが今回増額予算化されておりますが、どういう金額の算定になったのか、説明をお願いいたします。

そして、21ページの公債費の中で、臨財債の元金ということで1億6,046万円繰上償還元金ということで上がっておりますが、この臨財債は何年に借りたお金で、現在、この臨財債の繰上償還を行って、残る臨財債の元金はトータルで幾らになっているのか。繰上償還随時いろいろやってきていただいておりますの

で、どのくらいに今これを償還した上であと残りはどれだけあるのかを説明してください。

次は、104号平成28年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）で、5ページです。5ページの歳入部分で、この国庫負担金、目1の療養給付費等負担金ということで、療養給付費分2,011万円減額、そして介護保険分353万5,000円減額とあるんですが、特にこの療養給付費分で2,011万円の減額というのは、この国民健康保険特別会計の保険の会計の中では医療費の部分が下がっているのか、どういう意味で療養給付費が減額になっているのか、その全体的な医療費のここの流れを説明をお願いしたいと思います。

そして、その付随で、普通調整交付金も財政調整交付金が減額になっておりますので、それと。それから、一番下の前期高齢者交付金が4,096万円増額補正をされております。ここの前期高齢者、その対象者がふえているのか、それもどういう理由でここは増額補正に、もともとの原案から比べたらかなりの金額を増額補正されていますので、このなった理由を説明してください。

それから、6ページのほうで一般会計繰入金の中で保険者支援分繰入金が減額補正で22万2,000円、これはこの減額というのは確定してこういう減額が生じたのか、それ以外の理由で当初の予定したのと現状が違ったのか、どういう意味なのか、ちょっとそこの説明をお願いします。

それから、議第107号の平成28年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算の第3号につきましては、5ページ。まず5ページの歳入のところ、第1号被保険者保険料のところ、特別徴収が12月補正で269万2,000円の増額、そして現年度被保険者保険料普通徴収分も7万9,000円の増額、あと滞納分も増額ですが、特にこの特別徴収分で269万2,000円の増額ということで、今年度、介護保険の被保険者の方、1号被保険者の数は幾らになっているのか。特別徴収、普通徴収を入れて説明をお願いいたします。

そして次は、歳出のほうで、7ページから8ページにかけて保険給付費で居宅介護サービス給付費が1,170万5,000円の減額補正。また、その下は地域密着型の介護サービス給付費が760万4,000円の増額。そして、8ページのほうですが、施設介護サービス給付費が1,305万1,000円の増額。そして、居宅介護サービス計画給付費というのが減額になっているんですが、この増減の流れというのは、居宅介護サービスが減って地域密着型と施設介護がふえているというのは、豊郷町ではこれは施設介護の人数のほうにふえてきたということで理解したらよろしいのでしょうか。地域密着型についても、これはデイサービスか認知症か何かちょっとわかりませんが、このふえたのもどういうやつ

なのかも説明をお願いしたいのと、居宅介護サービス給付が減った理由。

それと、今年度は第6期の中で介護認定を受けられた要支援1、2の方はこういったサービス、デイサービス等も受けておられると思うんですが、今年度、要支援に認定された方というのは今年度分だけでは何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。今まで把握している人数で何人、要支援1、2はいらっしゃるのか、人数も説明してください。

そして続いて、9ページの特定入所者介護サービス費というのが553万5,000円ふえておりますが、これも特定入所者という形で入っておられるわけですから、その増額になった人数、またその対象施設、町の方がどこに入っておられるのか、その施設名も説明をお願いいたします。

以上です。

保健福祉課長

議長。

西澤清正議長

神辺保健福祉課長。

保健福祉課長

今村議員さんのご質疑にお答えさせていただきます。

議第103号一般会計補正予算についてです。

ページは6ページ。歳入のところで、款13国庫支出金の項1国庫負担金の社会福祉費負担金の中で障害児施設措置費132万7,000円の説明をとということでしたけれども、これにつきましては歳出のほうで障害福祉費のところで障害児通所給付費というのを補正予算で歳出を今回要望させていただいております。その歳出に伴います2分の1を国庫負担金として入ってくるという見込みで上げさせていただきました。

次に、その下のほうに行きまして、項の国庫補助金のところで、2の民生費国庫補助金の地域生活支援事業費等補助金、これにつきましても歳出の障害福祉費のほうで委託料のところ、移動支援事業と日中一時支援というのが歳出のほうにも上がっておりますが、この歳出につきまして補正をお願いすることから、それに伴います2分の1分を国庫補助としていただけるものということで増額を上げたものです。

次に、7ページへ行きます。7ページの款14県支出金の項2県補助金のところ。民生費県補助金でお尋ねいただきましたのは、節の1社会福祉費補助金の地域生活支援事業費等補助金13万円、これにつきましては、今ほど申しました障害福祉費のほうの移動支援と日中一時、これに伴います4分の1が県にお願いする分ということで計上させていただきました。

その下にあります節の3で福祉医療給付費補助金35万8,000円ですけれども、これは同じく社会福祉費の中で重度心身障害のほう、今回、71万8,000

円を予算、歳出のほう上げさせていただきましたが、これに伴います2分の1分ということで計上をさせていただいたものです。

続いて、歳出のページで行きますと11ページ。11ページの一番下のところで福祉医療費給付費の20扶助費で重度心身障害老人等福祉助成事業71万8,000円の対象人数ということでしたが、対象人数は106名プラス精神の方2名で108名という人数で現在変わりません。ただ、件数等がふえてきている傾向にあります。

次に、12ページの12障害福祉費のところです。委託料52万円の内訳としまして、移動支援事業委託料14万円、日中一時支援事業委託料38万円の増額をお願いするところですが、これにつきましては、前年度の人数で当初上げておりましたのが、移動支援が12人、日中一時が7人ということで算定しておりますけれども、今年度どちらともに15名の方になりましたので、人数の増ということで補正をお願いするものです。

その下、19の負補交のところでは22万7,000円、障害者社会福祉施設整備費補助金、これはどこに行くのかということですが、重度心身障害施設の「せいふう」さんのほうが受け入れ人数をするについて手狭ということで、拡幅を、増築のほうを考えておられます。それに伴います委託料ということ、設計委託料ということで今回上げたものです。

私のほうからは以上です。

住民生活課長

議長。

西澤清正議長

馬場住民生活課長。

住民生活課長

それでは、私のほうから、12番、今村議員のご質疑にお答えさせていただきます。

私は、14ページの款4衛生費、項2清掃費、目2のじんあい処理費の中の委託料ということで、内容といたしましては粗大ごみの回収が上半期、当初見ていた予算よりもたくさんの量が出てきたために補正をするものです。

業者につきましては、丸山商事です。

以上です。

地域整備課長

議長。

西澤清正議長

夏原地域整備課長。

地域整備課長

それでは、私のほうから、今村議員のご質疑にお答えいたします。

ページ数で行きますと16ページ、道路橋梁費の2道路橋梁費で、15の工事請負費でございます。この事業につきましては、社会資本交付金事業でございます。道路の舗装修繕計画に基づきまして補正がございました。国のほうからの

補正がございました。舗装の面積にいたしましたら1, 350平米分を見ております。

字につきましては、安食西、大町、日栄、八町、吉田の5カ字に分かれて部分的な舗装修繕となっております。

以上でございます。

教育次長 議長。

西澤清正議長 岩崎教育次長。

教育次長 今村議員の質疑にお答えいたします。

7ページ、民生費県補助金の多子世帯子育て応援事業費補助金の関係ですけれども、これは新規事業になりまして、交付決定がちょっとおくれていましたので、今になりました。保育認定に関しましては、町県民税が5万7,700円以上、9万7,000円未満の第3子以降の保育料無料化に関しまして、年齢制限が撤廃となりました。それに伴いまして崇徳保育園の5歳児が2名、愛里保育園の2歳児が2名、延べ48名が該当者となりました。

次に、18ページ、日栄小学校管理費の11需用費、光熱水費の関係なんですけれども、電気代が114万7,000円、ガス代が2,000円、水道料が9万4,000円となりました。電気代がちょっと増しておりますのは、ことしすごく暑い関係でエアコンの使用がとて多くなったということ聞いております。

次に、19ページの日栄小学校整備費の13番委託料ですけれども、これはグラウンド駐車場の整備によります委託料でございます。詳しいことはまた委員会のほうでご説明させていただきます。

よろしく願いいたします。

社会教育課長補佐 議長。

西澤清正議長 秋尾社会教育課長補佐。

社会教育課長補佐 今村議員さんのご質疑にお答えいたします。

21ページでございます。委託料としまして豊栄のさと駐車場の測量設計という形で計上させていただいております。これにつきましても、先ほどの学校教育と同じように、委員会のほうで詳細については説明させていただきたいと思っております。

以上です。

総務課長 議長。

西澤清正議長 村田総務課長。

総務課長 今村議員のご質疑にお答えをいたします。

歳出の21ページの公債費の元金によります繰上償還でございますが、これにつきましては臨時財政対策債ということで、平成23年度に滋賀銀行から借入額としまして1億8,185万4,000円を借り上げをしております。それを今回、繰上償還を行うものでございます。お借りしている年利は0.93%、20年償還の据え置き3年の内容でございます。その未済の繰上償還ということで1億6,046万円を計上したということでございます。

それと、他の臨時財政対策債の借り入れの件でございますが、これにつきましてはさきの9月議会に皆様に起債償還関係一覧表というのを配付をさせていただいておりますので、既に議員の皆さんはご承知だと思いますが。今回、今現在、臨時財政対策債につきましては7件ございます。平成14年に借入れがありまして、それから平成19年、平成23年、平成24年、平成25年、平成26年、平成27年にそれぞれ借入れを行っております。

そのうち、さきの平成14年と平成19年につきましては財政融資資金ということで、これは国のほうから借りているということで、残り5件につきましては民間といいますか、金融機関のほうから借りているという状況でございます。

今現在、7件の総額につきましては、借入額で9億7,265万1,000円でございます。このうち、今回、借入額で1億8,185万4,000円を繰上償還を行うというものでございます。

以上でございます。

医療保険課長

議長。

西澤清正議長

北川医療保険課長。

医療保険課長

それでは、今村議員のご質疑にお答えをしたいと思います。

私のほうから、まず、議第104号国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)。5ページのまず一番上の療養給付費等負担金の2,011万円の減額の部分についての説明からさせていただきたいと思います。

この2,011万円の減額につきましては、まず療養給付費というのは基本的にはこの国民健康保険で使った医療費等に伴う32%が国からおりてくるわけではございますが、先ほどもう1点のご質疑の中にごございました前期高齢者の部分、そういうほかの入ってきた部分を引かなければならないというふうになっております。ですから、4,000万円を今回補正をさせていただいておりますので、その分引く金額が大きくなったことから、当初見ておった数字よりも減額が出てきたということで、前期高齢者のふえた分が今回ここで減ってきたのではないかというふうに考えておるところでございます。

また、その下の普通調整交付金についても同様のことが言えるというふうに考

えておるところでございます。

続きまして、今ほど申し上げました前期高齢者交付金の4,096万円の増額につきましてでございますが、これにつきましては支払基金、社会保険診療支払基金というところから、今回、国民健康保険と被用者保険の65歳から75歳未満に係る医療費負担というものはやはり保険者間で不均衡が生じますことから、その不均衡を調整するために交付金が交付されておる。

今回、変更交付の中で国保はやはり前期高齢者の方が多いということから、その部分については多く交付がされてきたということで、計算式がございまして、それぞれの高齢者の比率並びにその医療費の部分についても3年ぐらい前からの部分を算定して社会保険の支払基金が算定しておりますことから、今回、このような補正になったということでございます。

続きまして、6ページでございます。繰入金が一番下、保険者支援分繰入金の22万2,000円の減額につきまして、これにつきましては当初確定をした中で、また過誤等によりまして算定の基礎になる数値の変更というものがございます。その中で、今回、その算定となる数値の変更がなったことから、これは過誤等によって後から発生するものでございまして、その分が計算し直した結果、22万2,000円の減額となったということでございます。

続きまして介護保険、議第107号の介護保険の補正予算のまず5ページでございます。第1号被保険者保険料の特別徴収、普通徴収、滞納繰越の増額の部分の、今回、ご質疑の中で被保険者の数ということがございました。これにつきましては、9月末現在の被保険者の数をベースに再度調定からの算出ということになっておりまして、まず9月末現在では65歳以上の方が1,874名でございます。そのうち、特別徴収の方が1,789名、そして普通徴収の方が85名ということになっておるところでございます。

そして、7ページでございます。7ページからそれぞれの給付費の状況でございまして、その中で居宅が1,170万5,000円の減額、また地域密着が706万4,000円の増額につきまして、これにつきましては先ほども少しおっしゃっていただきましたけれども、認知症の関係で地域密着のほうでデイサービスが地域密着指定ということで1件豊郷町内におられます。そこに認知症の方の利用者がふえたということ。また、18名に満たない事業所のデイサービスにつきましても、地域密着型というか、町指定ということになりましたので、居宅のほうが減額し、地域密着がふえたというのはこの部分ではないのかなというふうに考えておるところでございます。

続きまして、施設のところでの1,305万1,000円の増でございます。

これは2、1、5の施設介護サービス給付費のところでございますけれども、これにつきましていろいろと分析をしております、私なりに考えておるところは、今年度は特に介護度の高い方の施設入所が多くて、そのことによりまして、やはり入所に対する費用額がサービスの部分の支給につきましてはその部分が上がってくるので費用がかさんできたのではないかなというふうに考えておるところでございます。

そして、9ページでございます。特定入所者介護サービス費というところで、これで553万5,000円の増額というところがございますが、この内容といたしましては、低所得の人が施設を利用した場合に、居住費、食費の負担限度額というものがございまして、その部分の超えた部分を本町で見るというふうになっております。その部分ですので、今施設に入っている方の大体全ての施設入所者の方が今現在61名ぐらいおられるんですけども、その方々に対する限度額を上回った部分に対する負担ということで、これにつきましても増額をしておるところでございます。

そして最後に、要支援の方の人数でございますけれども、現在、受給者数は要支援1の方が11名でございます。また、要支援2の方は19名となっております。その方々が現在、サービスを受けておられるということでございます。

先ほど特定入所者の人数と施設名とおっしゃっていただきましたけれども、施設名多岐にわたりまして、一つ一つを拾ってないと施設に何人というのは今すぐにはお答えできないので、ご了承願いたいと思います。

以上でございます。

西澤清正議長 ほかにありませんか。

今村議員 議長。

西澤清正議長 今村議員。再質疑。

今村議員 107号の介護保険事業特別会計補正予算のところ、今説明の中で8ページの施設介護サービス給付費で、介護度の高い人の入所が今年度はふえたというのが、今年度になって介護保険計画、第6次計画では介護度の高い3以上の人たちを施設の対象とするみたいに枠が限られてきてますよね。それで、ここで介護度の高い人の入所がふえたというのは、今年度、介護度の低いところから高い、重度のほうに行った人が入所がふえた件数が多かったのか、介護の認定を受けてなかったのに一発重度になったというか、倒れて病院に入って介護が4か5になってしまったとか、その辺はどういう状況だったのか、人数的にもちょっと説明をお願いいたします。

それと、今年度の要支援1が11名で、要支援2が19名、今認定されている

方がいらっしゃるという話なんです、来年、うちは総合事業に移行するわけですが、総合事業に移行するとこの介護サービスで受けられていた要支援1、2の方たちが介護サービスの給付が受けられないということがもう目の前にぶら下がっているんですが、今年度で要支援1、2を今年度に新規に申請して介護認定審査会で認定された方というのは、この人数の中で何人いらっしゃるのでしょうか。その辺もちょっと説明をお願いいたします。

医療保険課長 議長。

西澤清正議長 北川医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村議員の再質疑にお答えをしたいと思います。

まず、施設の増額理由の介護度の重度の方という話を先ほどさせていただいた中で、新規でいきなり重度という方は割とまれな方というふうには考えておまして、先ほどおっしゃっていただきました介護度3以上の方の入所の中で比率がやはりその分高くなってきたのかなということでもありますので、例えば2の方が3になられたとか、2の方が4になられたというような部分も理由の中にはあるのではないかなというふうに考えておるところでございます。

ちょっと人数、細かい人数については新規並びに介護度が上がった部分についての人数は、今のところちょっと資料を持ち合わせておりませんので、申しわけございません。

それと、支援1、2の内容でございますけれども、支援のサービスの中にもいろいろなサービスがございます。例えば福祉用具の貸与とか、そういう部分がございますが、現在、支援の中でデイサービスを受けておられる方は5名、そしてヘルパーさんの利用しておられる方は2名でございます。その方々については来年度以降もサービスの低下にならない手当てというものは、もちろん、現在の状況のサービスの低下ではまずないというふうに考えておるところでございます。

それと、今ほどおっしゃっていた認定審査会の中で新規で要支援1、2がどれだけあったかというのはちょっと一人一人拾わなければなりませんので、ちょっと今即答については申しわけございません。ご理解のほどお願いをいたします。

以上です。

西澤清正議長 再々質疑ありますか。

今村議員 いいです。

西澤清正議長 ほかにありませんか。

議員 なし。

西澤清正議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結します。

お諮りいたします。

会議規則第39条の規定により、議第103号平成28年度豊郷町一般会計補正予算（第4号）を予算決算常任委員会に、議第104号平成28年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第107号平成28年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第108号平成28年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を文教民生常任委員会に、議第105号平成28年度豊郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、議第106号平成28年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を総務産業建設常任委員会に付託したいと思っております。これに異議ありませんか。

議員 異議なし。

西澤清正議長 異議なしと認め、よって、議第103号を予算決算常任委員会に、議第104号、議第107号及び議第108号を文教民生常任委員会に、議第105号及び議第106号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

今期定例会において本日までに受理した請願はお手元に配付の請願文書表のとおりであります。

日程第40、請願第2号原発事故による避難者用無償住宅支援の継続を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

紹介議員である鈴木勉市議員の説明を求めます。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 鈴木議員。

鈴木議員 それでは、請願第2号原発事故による避難者用無償住宅支援の継続を求める意見書の提出を求める請願について説明をさせていただきます。

まず、第一に申し上げたいのは、この請願そのものは原発に対して賛成とか反対とか、再稼働賛成、反対とか、そういう請願ではないということをもまず最初に説明をさせていただきます。

これは、福島原発事故により、現実に避難を余儀なくされている方の住宅支援の継続を純粹に求める請願であるということをもまず第一に申し上げたいと思っております。

次に、県内に避難されている方の率直な声をご紹介をさせていただきます。

今、滋賀県内には146名の避難者の方がおられます。そのうち、栗東市に福島から避難をされている佐藤さん。この方は、奥さんと娘さん、お母さんの4人で栗東に避難をされています。「私の世帯は、家族の中に要介護の人間がおり、バリアフリーの住宅でないとても面倒が見られない状況です。こちらで生活を続ける理由の一つに、妻が原発事故発生と不安からストレス障害を発症し、避難

の途中で精神がダメージを受けたことがあります。1年入院をいたし、退院をいたしました。担当のお医者さんから、福島に帰ることは医者として認められない。帰るなら退院させないと言われ、滋賀での生活を続けるしかありませんでした」。

この方は福島県内で事業を営まれておりましたが、自宅、工場、会社が既に他人のものになっており、名実共に帰る家が今ないのが実情です。仕方がないので親子4人で近江大橋の下でも暮らそうかと言っていると。冗談ではなく、現実、そんな選択をしなくてはいけないのかと考えているという声です。

現実にこの方がそんな生活をしなくてもいいように、今回の請願を紹介をさせていただきます。請願書を読み上げさせていただきます。

請願趣旨。福島原発事故から5年8ヶ月が経ちましたが、収束の見通しは全く立っていません。放射能汚染などのため、全国で14万1000人（復興庁9月30日発表）の住民が避難を余儀なくされています。滋賀県防災危機管理局によると、9月23日現在、滋賀県には全体で212人——これから少し減りまして、福島県から、先ほど申しあげました146名の方が避難されています。

これまで、避難指示がなく避難した「区域外避難者」への支援は、無償住宅支援がほとんど唯一のものでした。しかし、政府と福島県は住民の帰還する意思や条件に関わらず、この支援を来年、2017年3月で打ち切ろうとしています。

さらに昨年6月、政府は「居住制限区域」「避難指示解除準備区域」を遅くとも2017年3月までに解除することを決め、今年6月より葛尾村、川内村、南相馬市の年間50ミリシーベルト未満の地域を解除いたしました。日本の法律が公衆の通常の年間線量限度を1ミリシーベルトに定めているにもかかわらずであります。解除されても帰還できない人たちは、「区域外避難者」になり無償住宅支援は打ち切られます。

先ほどもご紹介いたしました。無償住宅支援が打ち切られれば、今でも経済的に苦しい状態に置かれている避難者、特に母子避難者世帯は避難の継続が困難になります。

事故を起こしたのは避難者ではありません。事故の犠牲者である避難者に「被ばくか貧困か」を迫るような事態は避けなければならないと思います。放射性セシウム137の半減期は30年と長く、命と健康を守り安心して避難生活を続けるには、無償の住宅提供を続けることが必要かと存じます。

私たち豊郷町の住民は、隣の福井県に巨大な原発群を控えており、今の避難者の苦悩を他人ごとのように私は考えることはできません。

地域住民の暮らしと健康を守る豊郷町議会に、以下のことを請願いたします。

国と福島県に対して、原発事故による避難者用無償住宅支援の継続を求める意見書を提出をしていただきたい。

以上であります。

よろしく願いいたします。

西澤清正議長

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 員

なし。

西澤清正議長

ないようでありますので、これをもって質疑は終結いたします。

ただいま議題となっております請願第2号は、会議規則第92条の規定により、総務産業建設常任委員会に付託することにいたしました。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

日程第41、町庁舎耐震化・「増改築」整備検討特別委員会報告を議題といたします。

これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。西山勝町庁舎耐震化・「増改築」整備検討特別委員会委員長。

西山庁舎耐震化・「増改築」

整備検討特別委員長

議長

西澤清正議長

西山委員長。

西山庁舎耐震化・「増改築」

整備検討特別委員長

町庁舎耐震化・「増改築」整備検討特別委員会報告をいたします。

お手元に配付しております町庁舎耐震化・「増改築」整備についてをごらんいただきたいと思えます。

平成28年3月議会において、町庁舎耐震化・「増改築」整備検討特別委員会設置に関する決議を全員賛成で可決し、特別委員会が設置されました。設置の目的として、町庁舎耐震化・「増改築」の問題は町民の関心が高く、集中的に審議、調査をすべきであり、現庁舎において事務機能や住民の利活用状況、建物の安全性等を確認しつつ、審議、調査を進め、町民にとって最善の選択ができるようにということで審議を行いました。

まず、第1回委員会では、委員会の性格をどうするのか議論する論点、審議のめどについて検討を行い、審議のめどを11月末とすること。委員会としての「提言」をすること。何らかの形で庁舎の整備を行う必要があることを確認いたしました。

第2回委員会では、これまでの取り組みについて町より説明を受け、意見交換を行いました。意見交換の中で委員より、豊郷小学校旧校舎の使用についてや、旧館の基礎調査について意見があり、旧館の基礎調査について町に申し入れを行

いました。

第3回委員会では、第2回委員会において意見が出た豊郷小学校旧校舎の使用の可否について町より説明を受けました。

第4回委員会では、旧館の基礎調査の結果について調査を行った株式会社環境空間設計より説明を受けました。調査の結果、旧館は地盤地耐力に対して基礎寸法が小さく、耐力がとれない。補強に関して施工が非常に困難であることが報告されました。

第5回委員会では、第4回の委員会終了後に、旧館本館ほどの程度の地震に耐え得るのか質問があったため、追加で質問書を送付し、得られた回答について協議を行いました。旧館は、おおむね震度5強ぐらい。本館はおおむね6強ぐらいまでなら倒壊しないのではないかという回答であり、旧館の基礎調査の結果等について町民に報告するために議会だより（特別号）の発行が提案されました。また、これまでの委員会の議論を受け、各委員それぞれの提案を求めましたが、意見がなかったため、私の考える案を提案いたしました。

第6回特別委員会では、議会だより（特別号）に対する町民の反応、庁舎改築についての各委員のプラン、意見集約の方向について協議いたしました。各委員の意見についてはお手元の報告書を読んでもらいたと思います。

第7回委員会では、報告書の最終のまとめを行い、議会への決議の提案がありました。

第8回委員会で、第7回委員会で提案があった決議案の最終のまとめをおこないました。

以上、町庁舎耐震化・「増改築」整備検討特別委員会報告とさせていただきます。

西澤清正議長 慎重審議ご苦労さまでした。

これより、町庁舎耐震化・「増改築」整備検討特別委員会委員長の報告について質疑を行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

西澤清正議長 質疑がないようでありますから、質疑を終結いたします。

これをもって、町庁舎耐震化・「増改築」整備検討特別委員会報告を終わります。

日程第42、発委第3号豊郷町役場庁舎の整備促進を図ることを求める決議（案）を議題といたします。

西山勝町庁舎耐震化・「増改築」整備検討特別委員会委員長、提案の趣旨説明

を求めます。

西山庁舎耐震化・「増改築」

整備検討特別委員長

議長。

西澤清正議長

西山委員長。

西山庁舎耐震化・「増改築」

整備検討特別委員長

発委第3号。平成28年12月5日。豊郷町議会議長 西澤清正様。提出者、
町庁舎耐震化・「増改築」整備検討特別委員会委員長 西山勝。

豊郷町役場庁舎の整備促進を図ることを求める決議（案）。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項および第7項並びに
豊郷町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

豊郷町役場庁舎の整備促進を図ることを求める決議（案）。

2012年3月の議会全員協議会に町より豊郷町役場庁舎の耐震診断結果が報
告され、同年12月に庁舎整備について2つの案が示されてから、おおよそ5年
が経つが、その整備は進んでいない。

そこで、2016年3月議会において、「町庁舎耐震化・『増改築』の問題は、
町民の関心が高く特別委員会を設置し、集中的に審議・調査をすべきと考え、特
別委員会の設置を通して、現庁舎における事務機能・住民の利活用の状況、建
物の安全性等を確認しつつ審議、調査を進め、町民にとって最善の選択が出来る
ように取り組む」ことを目的に、「町庁舎耐震化・『増改築』整備検討特別委員
会」が設置され、検討が進められてきたが、役場庁舎の整備について、様々な意
見があるものの、「庁舎について、何らかの整備が必要である。」との認識では
一致している。

その中では、旧館の基礎調査も実施されたが、その結果が「議会だより特別号」
で町民に報告され、多くの町民の声が寄せられた。また、旧豊郷小学校の活用の
可否についても議論され、その活用には裁判関係者5者の合意が必要であること
も明らかになった。残された検討課題等を踏まえ、町においては、役場庁舎の整
備促進を図る事を求め、決議する。

以上です。

西澤清正議長

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

議 員

なし。

西澤清正議長

ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

議 員

なし。

西澤清正議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

(鈴木議員退席)

西澤清正議長 これより、発委第3号を採決いたします。

この決議(案)のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、多数)

西澤清正議長 起立多数であります。よって、発委第3号豊郷町役場庁舎の整備促進を図ることを求める決議(案)は可決されました。

これをもって、町庁舎耐震化・「増改築」整備検討特別委員会を終了いたします。

委員の皆様、ご苦労さまでした。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

本定例会会期中の日程は、皆様に配付しました日程表により審議されるようよろしくお願いいたします。

これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後2時39分 散会)